

3.2 社会的状況

3.2.1 人 口

平成 29 年の広島市全域及び事業計画地が位置する安佐南区、佐伯区及び西区の面積・世帯数及び人口は、表 3.2.1 に示すとおりである。

広島市の総面積は 906.68km² であり、総人口は平成 29 年 12 月 31 日現在 1,195,327 人となっている。

安佐南区・佐伯区・西区の 3 区それぞれの面積は 35.61～225.43km²、人口は平成 29 年 12 月 31 日現在 138,565～243,574 人となっている。

表 3.2.1 面積・世帯数・人口（平成 29 年）

行政区	面 積 (km ²)		世帯数 (世帯)	人 口 (人)			
	割合 (%)	総 数		男	女		
		割合 (%)					
広 島 市	906.68	—	559,505	1,195,327	—	579,010	616,317
安佐南区	117.03	12.9	103,289	243,574	20.4	119,315	124,259
佐 伯 区	225.43	24.9	60,468	138,565	11.6	67,374	71,191
西 区	35.61	3.9	93,581	190,284	15.9	92,133	98,151

(注) 面積は平成 29 年 10 月 1 日現在、世帯数及び人口は平成 29 年 12 月 31 日現在である。

出典：「広島市統計書（平成 30 年版）」（広島市 H P）

3.2.2 産 業

(1) 産業別従事者数

平成 28 年の広島市全域及び事業計画地が位置する安佐南区、佐伯区及び西区の産業別事業所数及び従事者数は、表 3.2.2 に示すとおりである。

広島市の全産業（公務を除く）の事業所数は 53,327 所、従事者数は 581,331 人であり、卸売業・小売業が最も多くなっている。

安佐南区・佐伯区・西区の 3 区それぞれの全産業（公務を除く）の事業所数は 4,421～8,800 所、従事者数は 37,304～94,430 人となっている。

表 3.2.2 産業別事業所数・従業者数（民営事業所）（平成 28 年）

産業大分類	全 市		安佐南区		佐伯区		西 区	
	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)
全産業（公務を除く）	53,327	581,331	7,036	71,821	4,421	37,304	8,800	94,430
農林漁業	83	732	9	111	13	131	18	99
鉱業・採石業・砂利採取業	2	9	—	—	—	—	—	—
建設業	4,745	40,575	851	6,000	566	3,135	821	7,749
製造業	2,618	60,348	312	4,581	212	4,529	494	9,917
電気・ガス・熱供給・水道業	35	3,899	3	122	1	15	5	131
情報通信業	825	19,517	38	496	28	117	102	1,832
運輸業・郵便業	1,279	32,198	221	5,037	112	2,435	223	6,934
卸売業・小売業	14,045	133,225	1,797	18,983	1,045	8,494	2,792	29,866
金融業・保険業	993	17,768	80	853	65	569	118	1,127
不動産業・物品賃貸業	4,443	18,950	747	2,382	457	1,346	667	3,008
学術研究・専門・技術サービス業	2,891	20,655	247	1,635	163	745	456	4,057
宿泊業・飲食サービス業	7,230	53,267	681	6,236	488	3,411	888	5,642
生活関連サービス業・娯楽業	4,389	22,943	655	3,596	434	1,965	665	3,110
教育・学習支援業	1,859	19,996	310	4,341	206	1,339	304	2,544
医療・福祉	4,330	74,145	711	11,181	423	7,138	706	10,782
複合サービス事業	246	5,245	35	837	22	395	38	246
サービス業 (他に分類されないもの)	3,314	57,859	339	5,430	186	1,540	503	7,386

(注) 平成 28 年 6 月 1 日現在である。

出典：「広島市統計書（平成 30 年版）」（広島市HP）

(2) 農 業

平成 27 年の広島市全域及び事業計画地が位置する安佐南区、佐伯区及び西区の農家数・農業就業人口・経営耕地面積は、表 3.2.3 に示すとおりである。

広島市の総農家数は 1,673 戸、農業就業人口は 2,570 人、総経営耕地面積は 90,404 アールとなっている。

安佐南区・佐伯区・西区の 3 区それぞれの総農家数は 54～465 戸、農業就業人口は 97～786 人、総経営耕地面積は 2,448～20,219 アールとなっている。

表 3.2.3 農家数・農業就業人口・経営耕地面積（平成 27 年）

区 分	専業・兼業別農家数（戸）				農業就業人口（人）	経営耕地面積（アール）			
	総 数	専業農家	第 1 種 兼業農家	第 2 種 兼業農家		総 数	田	畑	樹園他
広 島 市	1,673	726 (43.4)	89 (5.3)	858 (51.3)	2,570	90,404	69,546 (76.9)	18,318 (20.3)	2,540 (2.8)
安佐南区	465	194 (41.7)	43 (9.2)	228 (49.0)	786	20,219	13,209 (65.3)	6,373 (31.5)	637 (3.2)
佐 伯 区	315	127 (40.3)	18 (5.7)	170 (54.0)	439	18,516	14,455 (78.1)	3,750 (20.3)	311 (1.7)
西 区	54	27 (50.0)	2 (3.7)	25 (46.3)	97	2,448	974 (39.8)	912 (37.3)	562 (23.0)

（注） 1. 第 1 種兼業農家とは農業所得を主とする兼業農家、第 2 種兼業農家とは農業所得を従とする兼業農家をいう。

2. () は、農家数及び経営耕地面積について各項目の占める割合を表す。

出典：「広島市統計書（平成 30 年版）」（広島市 H P）

(3) 工 業

平成 27 年の広島市全域及び事業計画地が位置する安佐南区、佐伯区及び西区の製造業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等は、表 3.2.4 に示すとおりである。

広島市の製造業の総事業所数は 1,395 所、従業者数は 54,792 人、製造品出荷額等は 300,345,088 万円となっている。

安佐南区・佐伯区・西区の 3 区それぞれの製造業の総事業所数は 119～257 所、従業者数は 3,983～8,935 人、製造品出荷額等は 9,703,296～26,123,673 万円となっている。

表 3.2.4 製造業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等（平成 27 年）

区 分	事業所数		従業者数		製造品 出荷額等 (万円)
	総 数 (所)	一所当たり の出荷額 (万円)	総 数 (人)	一人当たり の出荷額 (万円)	
広 島 市	1,395	215,301	54,792	5,482	300,345,088
安佐南区	175	55,447	3,983	2,436	9,703,296
佐 伯 区	119	198,850	4,216	5,613	23,663,152
西 区	257	101,649	8,935	2,924	26,123,673

（注）平成 27 年調査は、平成 28 年 6 月 1 日現在である。

出典：「広島市統計書（平成 30 年版）」（広島市 H P）

(4) 商 業

平成 26 年の広島市全域及び事業計画地が位置する安佐南区、佐伯区及び西区の卸売業・小売業の事業所数・従業者数・年間商品販売額は、表 3.2.5 に示すとおりである。

広島市の卸売業の総事業所数は 3,754 所、従業者数は 38,668 人、年間商品販売額は 557,411,873 万円、小売業の総事業所数は 6,605 所、従業者数は 58,314 人、年間商品販売額は 125,598,622 万円となっている。

安佐南区・佐伯区・西区の 3 区それぞれの卸売業の総事業所数は 194～1,041 所、従業者数は 1,260～13,307 人、年間商品販売額は 8,633,395～128,474,835 万円、小売業の総事業所数は 639～1,014 所、従業者数は 5,222～10,684 人、年間商品販売額は 10,155,858～21,894,014 万円となっている。

表 3.2.5 卸売業・小売業の事業所数・従業者数・年間商品販売額（平成 26 年）

区 分		事業所数（所）		従業者数(人)	年間商品販売額（万円）	
			割合（%）			割合（%）
卸 売 業	広 島 市	3,754	—	38,668	557,411,873	—
	安佐南区	347	9.2	3,353	28,918,207	5.2
	佐 伯 区	194	5.2	1,260	8,633,395	1.5
	西 区	1,041	27.7	13,307	128,474,835	23.0
小 売 業	広 島 市	6,605	—	58,314	125,598,622	—
	安佐南区	980	14.8	10,684	21,894,014	17.4
	佐 伯 区	639	9.7	5,222	10,155,858	8.1
	西 区	1,014	15.4	8,937	19,705,532	15.7

（注）平成 26 年 7 月 1 日現在である。

出典：「広島市統計書（平成 30 年版）」（広島市 H P）

3.2.3 土地利用

(1) 地目別土地面積

平成 30 年の広島市全域及び事業計画地が位置する安佐南区、佐伯区及び西区の地目別土地面積は、表 3.2.6 に示すとおりである。

広島市の地目別土地面積の総面積は 423,563 千㎡となっており、そのうち山林の面積が 64.3%を占め、最も多くなっている。

安佐南区・佐伯区・西区の 3 区それぞれの地目別土地面積の総面積は 15,906～109,960 千㎡であり、最大の地目は、安佐南区が山林（52.1%）、佐伯区が山林（77.6%）、西区が宅地（72.6%）となっている。

表 3.2.6 地目別土地面積（平成 30 年）

（単位：千㎡）

地 目	全 市		安佐南区		佐伯区		西 区	
		割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)
総 数	423,563	—	56,459	—	109,960	—	15,906	—
宅 地	85,403	20.2	16,607	29.4	12,234	11.1	11,540	72.6
田	28,542	6.7	3,824	6.8	5,143	4.7	139	0.9
畑	13,372	3.2	1,965	3.5	2,378	2.2	525	3.3
山 林	272,343	64.3	29,401	52.1	85,315	77.6	2,410	15.2
原 野	4,213	1.0	270	0.5	1,214	1.1	16	0.1
池 沼	583	0.1	11	0.0	13	0.0	—	—
塩田、牧場、 鉱泉地	0	0.0	—	—	0	0.0	—	—
雑種地	16,898	4.0	4,260	7.5	3,572	3.2	1,020	6.4
軌道用地	2,209	0.5	121	0.2	91	0.0	256	1.6

（注）平成 30 年 1 月 1 日現在である。

出典：「広島市統計書（平成 30 年版）」（広島市HP）

(2) 土地利用計画

(a) 都市計画

平成 29 年度末の広島市全域及び事業計画地が位置する安佐南区、佐伯区及び西区の都市計画区域・用途地域の指定状況は、表 3.2.7 及び図 3.2.1 に示すとおりである。

広島市の市街化区域の面積は 16,106ha となっており、そのうち第一種住居地域の面積が 28.8%を占め、最も多くなっている。

安佐南区・佐伯区・西区の３区の市街化区域の面積は 1,976～3,549ha であり、最大の用途地域は、安佐南区が第一種住居地域(31.8%)、佐伯区が第一種低層住居専用地域(31.0%)、西区が第一種住居地域 (22.6%) となっている。

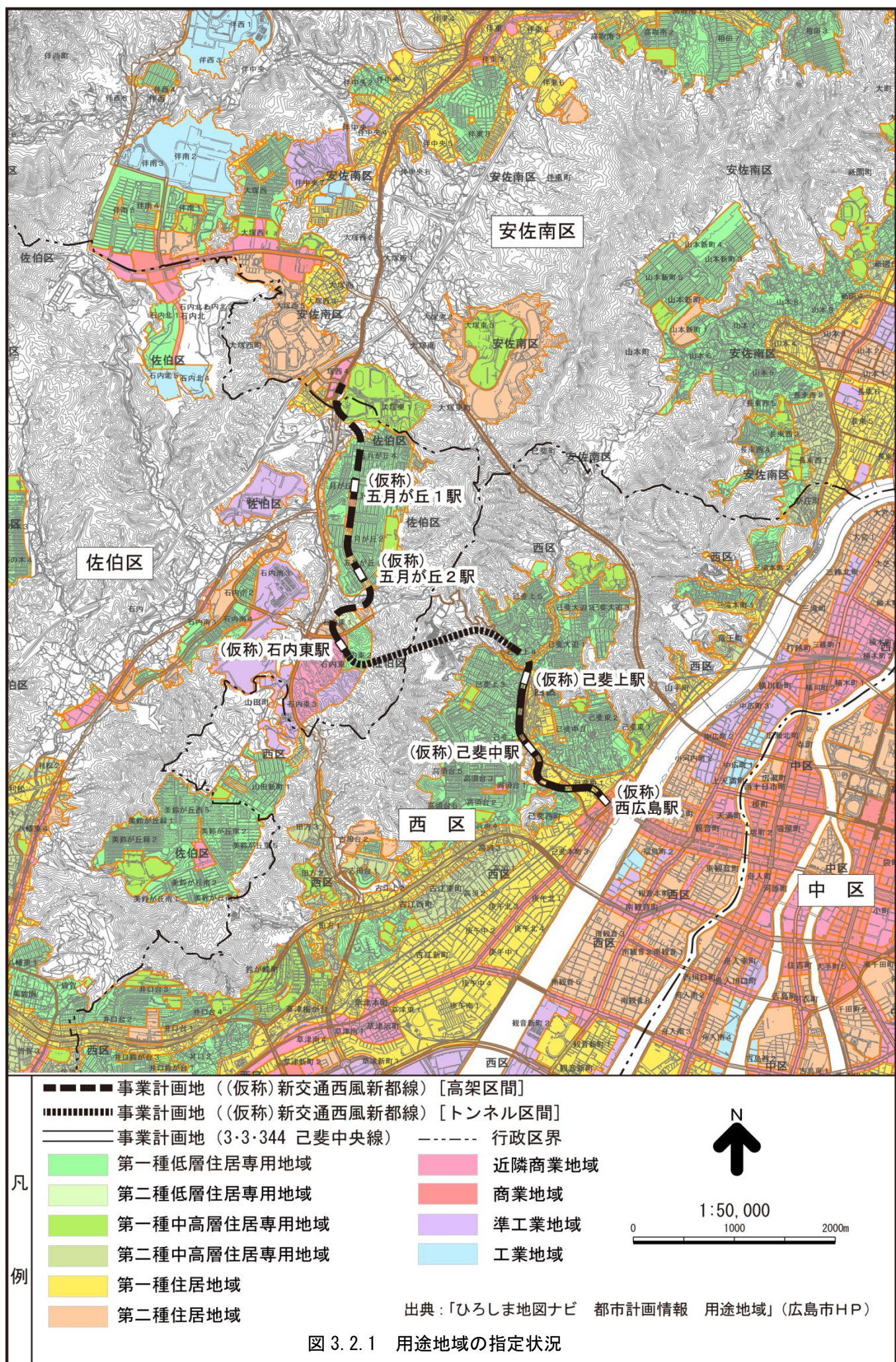
表 3.2.7 都市計画区域・用途地域（平成 29 年度末）

(単位：ha)

項 目		全 市	安佐南区	佐伯区	西 区
都市計画 区 域	総面積	39,929	7,467	6,126	3,567
	市街化区域	16,106	3,549	1,976	2,358
	市街化調整区域	23,823	3,918	4,150	1,209
用途地域	総面積	16,106	3,549	1,976	2,358
	第一種低層住居専用地域	3,573 (22.2%)	1,058 (29.8%)	613 (31.0%)	491 (20.8%)
	第二種低層住居専用地域	31 (0.2%)	9 (0.3%)	10 (0.5%)	5 (0.2%)
	第一種中高層住居専用地域	798 (5.0%)	211 (5.9%)	115 (5.8%)	121 (5.1%)
	第二種中高層住居専用地域	1,372 (8.5%)	259 (7.3%)	327 (16.5%)	114 (4.8%)
	第一種住居地域	4,643 (28.8%)	1,128 (31.8%)	421 (21.3%)	533 (22.6%)
	第二種住居地域	1,087 (6.7%)	279 (7.9%)	49 (2.5%)	257 (10.9%)
	準住居地域	68 (0.4%)	15 (0.4%)	11 (0.6%)	—
	近隣商業地域	1,356 (8.4%)	306 (8.6%)	170 (8.6%)	220 (9.3%)
	商業地域	704 (4.4%)	21 (0.6%)	33 (1.7%)	87 (3.7%)
	準工業地域	1,431 (8.9%)	108 (3.0%)	169 (8.6%)	451 (19.1%)
	工業地域	743 (4.6%)	155 (4.4%)	58 (2.9%)	30 (1.3%)
	工業専用地域	300 (1.9%)	—	—	49 (2.1%)

(注) 1. 平成 30 年 3 月 31 日現在である。
2. ()は、用途地域において各項目の占める割合を表す。

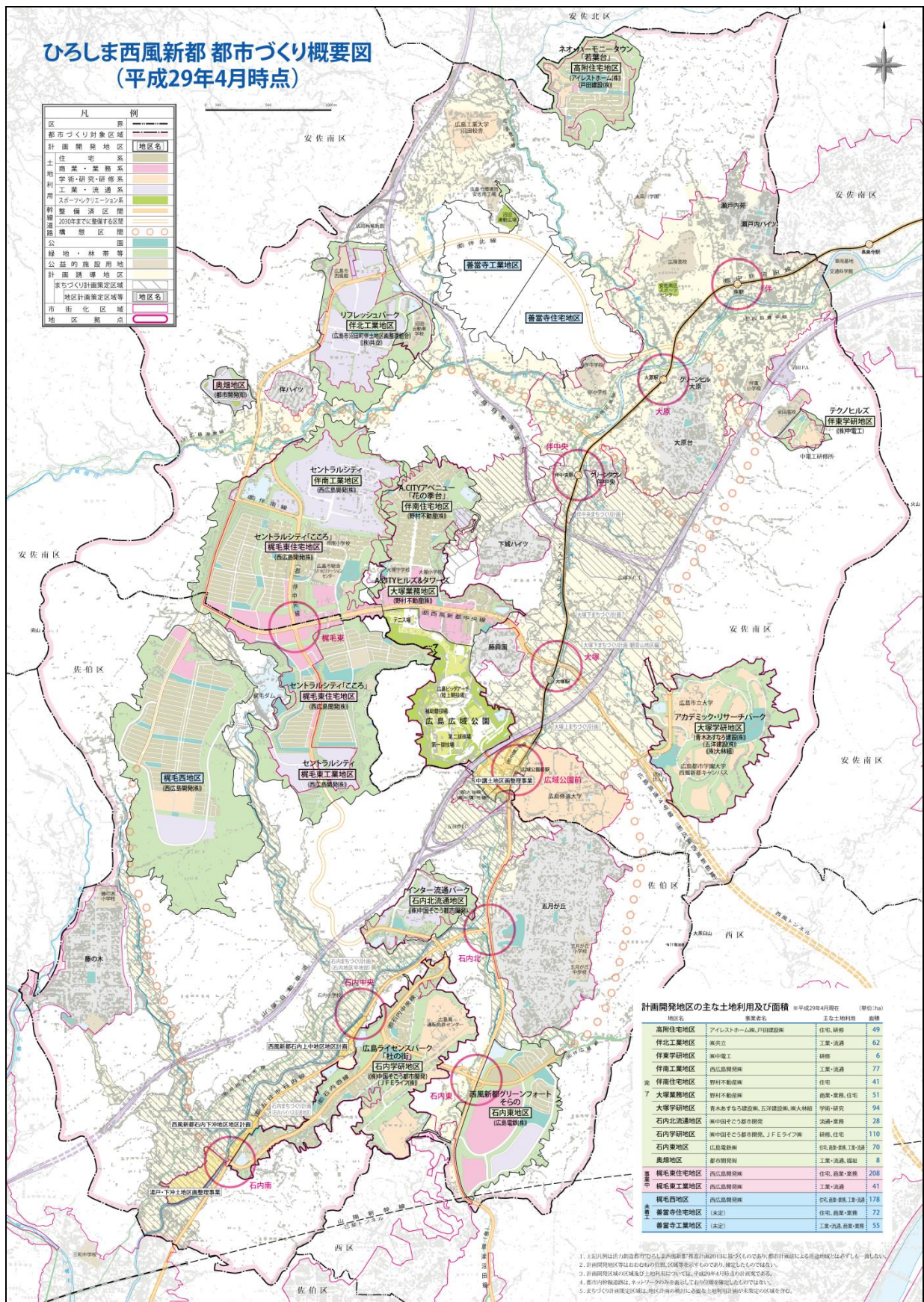
出典：「広島市統計書（平成 30 年版）」（広島市HP）



(b) 西風新都の都市づくり

広島市では、図 3.2.2 に示すとおり、広島市の中心部から北西約 5～10 km の位置に広がる丘陵地において、広島市のデルタ市街地とほぼ同じ規模（区域面積 4,570 ha）を有する「ひろしま西風新都」の建設が進められている。「ひろしま西風新都」は、平成 25 年に策定された「活力創造都市“ひろしま西風新都”推進計画 2013」（平成 25 年 6 月、広島市）に基づき、広島市が広島圏域全体の活力を生み、さらには中四国地方の発展を牽引する都市として「世界に誇れる『まち』」となるよう、二つの高速道路インターチェンジやアストラムラインなどの充実した都市基盤に恵まれた、開発ポテンシャルの高い西風新都をより一層活用が進められている。「活力創造都市“ひろしま西風新都”推進計画 2013」においては、「住む、働く、学ぶ、憩う、護る」が都市機能の充実・強化の方針とされとともに、アストラムラインの延伸により、西風新都のポテンシャルの飛躍的な向上を期待するとされている。

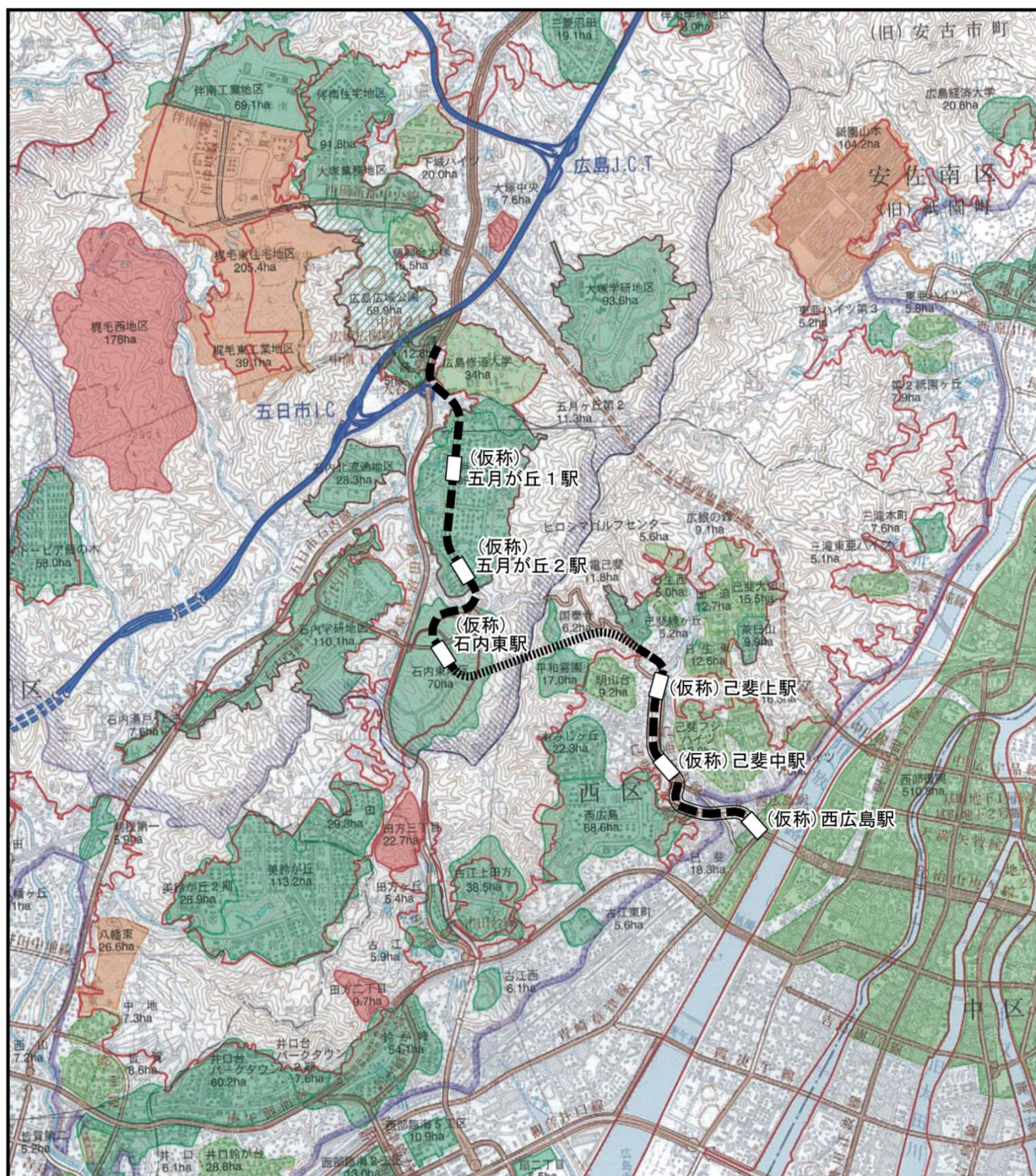
また、事業計画地周辺の開発動向は、図 3.2.3 に示すとおりである。



- (注) 1. 計画開発地区等はおおむねの位置、区域等を示すものであり、確定したものではない。
2. 計画開発地区の区域及び土地利用については、平成29年4月時点の計画案である。
3. 都市内幹線道路は、ネットワークのみを表示しており位置を確定したものではない。
4. 市街化区域の表示については、別途、都市計画図等によるものとする。

出典：「ひろしま西風新都 都市づくり概要図(平成29年4月時点)」(広島市)

図3.2.2 西風新都開発事業概要



- 事業計画地 ((仮称)新交通西風新都線) [高架区間]
 事業計画地 ((仮称)新交通西風新都線) [トンネル区間]
 ——— 事業計画地 (3・3・344 己斐中央線)
 昭和49年以前に完了したもの
 昭和50年以降に完了したもの
 施工中
 許認可手続中(西風新都内は計画開発地区を含む)
 広島圏都市計画区域
 市街化区域
 宅地造成工事規制区域
 活力創造都市“ひろしま西風新都”推進計画2013の対象区域

----- 行政区界



1:50,000

0 1000 2000m

出典:「広島市開発動向図」(平成29年10月、広島市)

図 3.2.3 広島市開発動向図 (事業計画地周辺)

(c) 西広島駅北口土地区画整理事業

西広島駅周辺は、広島市都市計画マスタープランにおいて、地域的な都市機能を担う拠点地区として、交通結節機能の強化と駅周辺にふさわしい都市空間の整備を進めることとされており、地区内にはアストラムラインの延伸（新交通西風新都線）及びその受け皿であり、地区の幹線道路となる都市計画道路己斐中央線が計画されているなど、交通拠点・地域拠点としての発展が期待されている。

このことから、西広島駅周辺においては、道路、公園等の公共施設の整備と既成市街地の再編を行い、交通の拠点、地域の生活・活動を支える拠点に相応しい健全な市街地環境を創出するため、表 3.2.8 及び図 3.2.4 に示すとおり、西広島駅北口土地区画整理事業が計画されている。

表 3.2.8 西広島駅北口土地区画整理事業の計画概要

内 容	計画概要
道 路	・本地区のほぼ中央にアストラムラインの受け皿であり、地区の幹線道路となる己斐中央線が計画されている。地区北側の県道伴広島線については、石内地区や己斐地区からデルタ方面への交通の流れを良くするとともに、交差点の安全性を高めるために、一部拡幅を行う。 ・区画道路は、各宅地へのアクセスや円滑な交通を確保するよう、4～6 mの道路幅員にて計画する。 ・J R 西広島駅北口には、ターミナル機能の強化を図るため、バス及びタクシー、並びに自家用車の乗降場もある駅前広場を計画する。
公 園	・地区面積の3%以上の公園を確保し、駅前広場の西側に隣接して、街区公園（870 m²）を1箇所配置する。
供給処理施設	・上・下水道、電気、電話、ガスなどの施設は、道路整備に合わせて各施設管理者が整備し、施行者はこれに要する費用の一部を負担する。

3.2.4 水域利用

事業計画地周辺における漁業権の設定状況は、表3.2.9及び図3.2.5に示すとおりである。

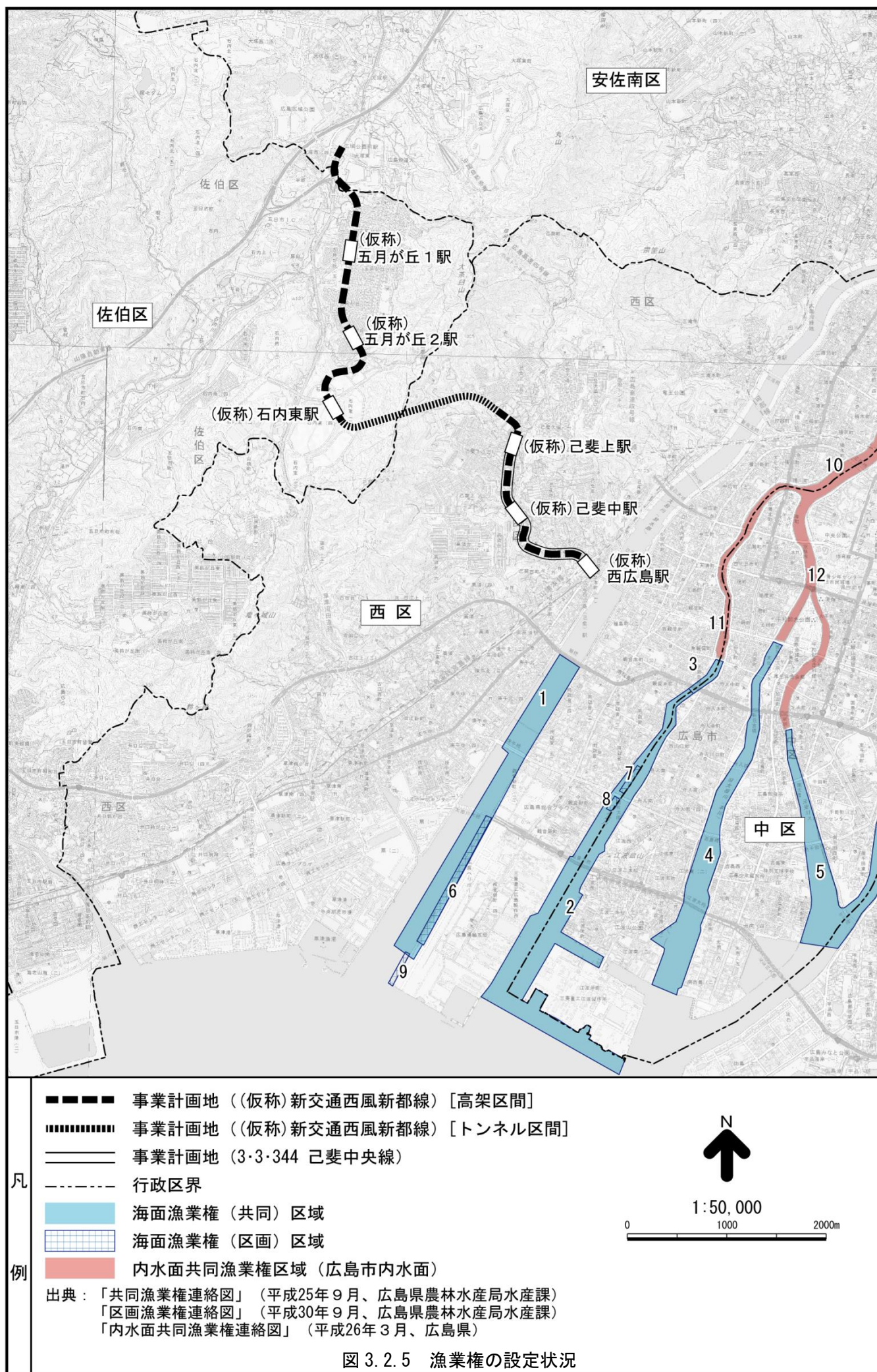
事業計画地周辺の太田川放水路、天満川、本川（旧太田川）、元安川、京橋川及び猿猴川には、海面及び内水面共同漁業権が設定されており、あさり、なまこ、しゃこ及びえむし等の漁業やかき杭打垂下式養殖業が行われている。

表 3.2.9 漁業権の設定状況

No.	免許番号	漁業権者 ¹⁾	漁場の位置	漁業の種類及び名称	
				種 類	名 称
1	共第41号	広島市	広島市西区観音新町（太田川放水路）	第1種	あさり、なまこ、しゃこ、えむし
2	共第42号		広島市西区観音、中区江波（天満川）	第1種	あさり、なまこ、しゃこ、えむし
3	共第43号		広島市西区観音、中区舟入（天満川）	第1種	えむし
4	共第44号		広島市中区舟入、江波、吉島（本川）	第1種	あさり、えむし
5	共第45号		広島市中区吉島、千田、南区比治山（元安川、京橋川）	第1種	あさり、えむし
6	区第108号		広島市西区観音新町四丁目（太田川放水路）	第1種	かき杭打垂下式養殖業
7	区第109号		広島市西区観音新町一丁目（天満川）	第1種	かき杭打垂下式養殖業
8	区第110号		広島市西区南観音八丁目（天満川）	第1種	かき杭打垂下式養殖業
9	区第122号		広島市西区観音新町四丁目（太田川放水路）	第1種	わかめ養殖業
10	内水共第9号	広島市内水面	太田川、天満川、本川（旧太田川）、元安川、京橋川、猿猴川	第5種	あゆ、こい、うなぎ、ふな
11	内水共第11号		本川（旧太田川）、天満川	第5種	えむし
12	内水共第12号		元安川	第5種	えむし

（注）1. No.1～9については「代表」、No.10～12は「漁業協同組合」である。

出典：「共同漁業権連絡図」（平成25年9月、広島県農林水産局水産課）
「区画漁業権連絡図」（平成30年9月、広島県農林水産局水産課）
「内水面共同漁業権連絡図」（平成26年3月、広島県）



3.2.5 交 通

(1) 道 路

平成 30 年の広島市全域及び事業計画地が位置する安佐南区、佐伯区及び西区の道路の概況は、表 3.2.9 に示すとおりである。

広島市の道路の総路線数は 15,568 路線、総延長は 4,410,354m となっている。

安佐南区・佐伯区・西区の 3 区それぞれの市道の総路線数は 2,026～3,321 路線、総延長は 482,725～760,614m となっている。

また、事業計画地周辺の「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査」の調査結果は表 3.2.11 に、調査地点は図 3.2.6 にそれぞれ示すとおりである。

表 3.2.9 道路の概況（平成 30 年）

区 分	路線数	延 長		舗装道		砂利道		舗装率 (延長比) (%)
		延長(m)	面積(㎡)	延長(m)	面積(㎡)	延長(m)	面積(㎡)	
総 数	15,568	4,410,354	31,729,387	4,167,133	31,114,217	243,221	615,170	94.4
国 道	10	172,585	2,792,859	172,585	2,792,859	—	—	100.0
県 道	53	421,710	4,553,133	417,886	4,539,845	3,824	13,288	99.0
市 道	15,505	3,816,059	24,383,395	3,576,662	23,781,513	239,397	601,882	93.7
安佐南区	3,321	760,614	4,368,920	712,935	4,265,844	47,679	103,076	93.7
佐 伯 区	2,049	600,867	3,603,406	555,494	3,489,577	45,373	113,829	92.4
西 区	2,026	482,725	4,035,574	474,176	4,008,073	8,549	27,501	98.2

(注) 平成 30 年 4 月 1 日現在である。

出典：「広島市統計書（平成 30 年版）」（広島市HP）

表 3. 2. 11(1) 平成 27 年度道路交通センサス調査結果（昼間 12 時間交通量）

（単位：台）

交通調査基本 区間番号	路線名	交通量観測地点地名	昼間 12 時間自動車類交通量 (上下合計)		
			小型車	大型車	合 計
34110200200	山陽自動車道	一般国道 54 号広島 IC～広島自動車道 広島 JCT	19, 857	8, 788	28, 645
34110200210	山陽自動車道	広島自動車道広島 JCT～広島湯来線五 日市 IC	19, 295	8, 679	27, 974
34110200220	山陽自動車道	広島自動車道広島 JCT～広島湯来線五 日市 IC	19, 295	8, 679	27, 974
34110200230	山陽自動車道	広島湯来線五日市 IC～山陽自動車道	13, 112	7, 159	20, 271
34112310010	広島自動車道	山陽自動車道広島 JCT～安佐南 4 区 608 号線広島西風新都 IC	10, 556	3, 747	14, 303
34200040005	広島西風新都線 (高速 4 号線)	中広～沼田	13, 716	915	14, 631
34200040010	広島西風新都線 (高速 4 号線)	中広～沼田	13, 716	915	14, 631
34300020730	一般国道 2 号	広島市役所前交差点	37, 738	6, 452	44, 190
34300020740	一般国道 2 号	住吉町西側断面	38, 267	7, 398	45, 665
34300020750	一般国道 2 号 (西広島バイパス)	新観音橋東詰交差点	39, 223	6, 385	45, 608
34300020760	一般国道 2 号 (西広島バイパス)	新観音橋東詰交差点	27, 599	4, 051	31, 650
34300020770	一般国道 2 号 (西広島バイパス)	西広島 BP 入口	27, 820	1, 682	29, 502
34300020780	一般国道 2 号 (西広島バイパス)	西広島 BP 入口	27, 820	1, 682	29, 502
34300020790	一般国道 2 号 (西広島バイパス)	西広島 BP 入口	27, 820	1, 682	29, 502
34300020795	一般国道 2 号 (西広島バイパス)	西広島 BP 入口交差点+旭橋高架部	59, 085	7, 154	66, 239
34300020800	一般国道 2 号 (西広島バイパス)	西区高須三丁目	53, 833	5, 783	59, 616
34300020805	一般国道 2 号 (西広島バイパス)	田方ランプ～商工センター東ランプ 間	50, 265	6, 276	56, 541
34300020810	一般国道 2 号 (西広島バイパス)	井口ランプ(本線+ランプ部)～商工セ ンター西ランプ(オン・オフランプ)	46, 600	5, 996	52, 596
34300020815	一般国道 2 号 (西広島バイパス)	井口ランプ(本線+ランプ部)	62, 807	7, 447	70, 254
34300020820	一般国道 2 号 (西広島バイパス)	井口ランプ～皆賀ランプ間	56, 563	6, 920	63, 483
34300020825	一般国道 2 号 (西広島バイパス)	井口ランプ～皆賀ランプ間	56, 563	6, 920	63, 483
34300020830	一般国道 2 号 (西広島バイパス)	皆賀ランプ～五日市東ランプ間	47, 947	6, 230	54, 177
34300021260	一般国道 2 号	————	18, 751	1, 070	19, 821
34300021270	一般国道 2 号	————	18, 751	1, 070	19, 821
34300021280	一般国道 2 号	————	15, 204	683	15, 887

（注）交通量の斜体は推計値を示す。

出典：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査」（国土交通省）

表 3. 2. 11(2) 平成 27 年度道路交通センサス調査結果（昼間 12 時間交通量）

（単位：台）

交通調査基本 区間番号	路線名	交通量観測地点地名	昼間 12 時間自動車類交通量 (上下合計)		
			小型車	大型車	合 計
34300021480	一般国道 2 号 (西広島バイパス)	観音本町 ON ランプ+新観音橋東詰 OFF ランプ	31, 108	5, 106	36, 214
34300021610	一般国道 2 号 (新道)	江波本町	8, 659	1, 203	9, 862
34300021620	一般国道 2 号 (新道)	江波本町	8, 422	1, 382	9, 804
34300021630	一般国道 2 号 (新道)	江波本町	8, 422	1, 382	9, 804
34301830010	一般国道 183 号	————	16, 693	1, 199	17, 892
34301830020	一般国道 183 号	————	14, 346	1, 938	16, 284
34301830030	一般国道 183 号	————	14, 346	1, 938	16, 284
34301830040	一般国道 183 号	————	14, 346	1, 938	16, 284
34301830050	一般国道 183 号	————	19, 986	2, 295	22, 281
34301830060	一般国道 183 号	————	19, 986	2, 295	22, 281
34301830070	一般国道 183 号	————	19, 986	2, 295	22, 281
34400710010	広島湯来線	————	11, 411	2, 125	13, 536
34400710020	広島湯来線	————	22, 138	5, 535	27, 673
34400710030	広島湯来線	————	20, 467	4, 958	25, 425
34400710040	広島湯来線	————	20, 467	4, 958	25, 425
34400710050	広島湯来線	五日市町石内	32, 632	5, 998	38, 630
34400710060	広島湯来線	————	30, 678	5, 585	36, 263
34400710070	広島湯来線	————	19, 631	3, 038	22, 669
34400710080	広島湯来線	————	19, 631	3, 038	22, 669
34400710090	広島湯来線	沼田町伴	7, 923	1, 089	9, 012
34400710100	広島湯来線	沼田町伴	7, 923	1, 089	9, 012
34400710210	広島湯来線	————	3, 002	774	3, 776
34601990010	五日市停車場線	————	488	47	535
34602620010	南観音観音線	————	5, 661	693	6, 354
34602620020	南観音観音線	————	5, 661	693	6, 354
34602620025	南観音観音線	————	12, 065	1, 092	13, 157
34602620030	南観音観音線	————	12, 065	1, 092	13, 157
34602650030	伴広島線	————	8, 228	563	8, 791
34602650040	伴広島線	————	8, 228	563	8, 791
34602650050	伴広島線	————	8, 228	563	8, 791
34602650060	伴広島線	————	8, 249	611	8, 860
34602650070	伴広島線	福島町一丁目	6, 954	283	7, 237
34602650080	伴広島線	————	5, 509	242	5, 751
34602650090	伴広島線	————	5, 022	209	5, 231
34602650100	伴広島線	————	5, 509	242	5, 751
34602770020	古市広島線	————	5, 437	335	5, 772
34602900010	原田五日市線	————	2, 368	192	2, 560
34700010010	草津鈴が峰線	————	26, 588	2, 534	29, 122
34700020040	霞庚午線	吉島	26, 234	3, 282	29, 516
34700020050	霞庚午線	————	30, 364	3, 374	33, 738
34700020060	霞庚午線	————	37, 358	4, 617	41, 975

（注）交通量の斜体は推計値を示す。

出典：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査」（国土交通省）

表 3. 2. 11(3) 平成 27 年度道路交通センサス調査結果（昼間 12 時間交通量）

（単位：台）

交通調査基本 区間番号	路線名	交通量観測地点地名	昼間 12 時間自動車類交通量 （上下合計）		
			小型車	大型車	合 計
34700020070	霞庚午線	————	32, 281	5, 343	37, 624
34700020080	霞庚午線	————	38, 873	6, 171	45, 044
34700020090	霞庚午線	————	35, 409	4, 737	40, 146
34700020095	西 5 区観音井口線	扇一丁目	46, 628	7, 852	54, 480
34700020100	西 5 区 231 号線	商工センター八丁目	17, 895	4, 127	22, 022
34700030010	横川江波線	————	11, 082	1, 003	12, 085
34700030020	横川江波線	————	11, 082	1, 003	12, 085
34700030025	横川江波線	————	11, 082	1, 003	12, 085
34200030030	広島南道路 （高速 3 号線）	出島～吉島	10, 913	2, 272	13, 185
34200030040	広島南道路 （高速 3 号線）	吉島～区境	7, 161	865	8, 026
34200030050	広島南道路 （高速 3 号線）	区境～観音	7, 161	865	8, 026
34700030030	横川江波線	————	11, 082	1, 003	12, 085
34700030035	横川江波線	————	11, 082	1, 003	12, 085
34700030040	横川江波線	————	11, 082	1, 003	12, 085
34700040010	中島吉島線	————	11, 790	2, 113	13, 903
34700040015	中島吉島線	————	11, 790	2, 113	13, 903
34700040020	中島吉島線	————	11, 790	2113	13903
34700040030	中島吉島線	————	11, 790	2, 113	13, 903
34700040040	中島吉島線	————	11, 790	2, 113	13, 903
34700060050	比治山庚午線	————	24, 215	1, 382	25, 597
34700060060	比治山庚午線	————	24, 215	1, 382	25, 597
34700060070	比治山庚午線	————	21, 190	1, 092	22, 282
34700060080	比治山庚午線	観音	16, 781	894	17, 675
34700060090	比治山庚午線	観音	16, 781	894	17, 675
34700070010	駅前観音線	横川新町	17, 681	1, 576	19, 257
34700070020	駅前観音線	————	18, 684	1, 537	20, 221
34700070030	駅前観音線	————	18, 684	1, 537	20, 221
34700070040	駅前観音線	福島町二丁目	16, 099	1, 351	17, 450
34700090010	草津沼田線	————	13, 384	3, 304	16, 688
34700090020	草津沼田線 （草津沼田道路）	田方三丁目	12, 282	3, 516	15, 798
34700100010	西 4 区 210 号線	————	39, 371	6, 948	46, 319
34700110090	駅前吉島線	————	18, 872	1, 183	20, 055
34700120010	中広宇品線	————	22, 440	2, 356	24, 796
34700120020	中広宇品線	————	21, 862	2, 702	24, 564
34700120030	中広宇品線	————	21, 862	2, 702	24, 564
34700160010	安佐南 4 区 454 号線	————	12, 593	2, 275	14, 868
34700160020	安佐南 4 区 453 号線	大塚西三丁目	16, 871	3, 455	20, 326

（注）交通量の斜体は推計値を示す。

出典：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査」（国土交通省）

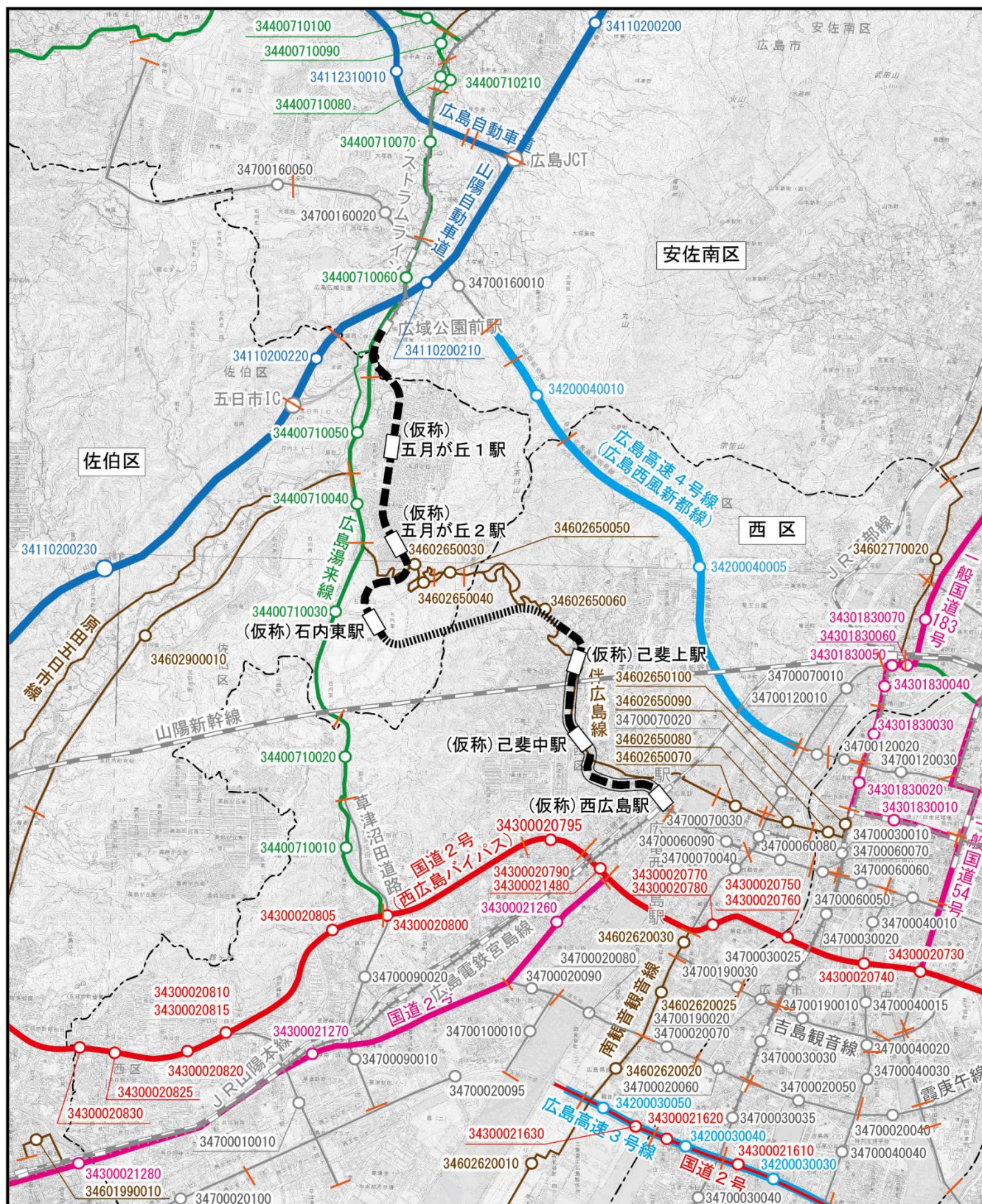
表 3. 2. 11(4) 平成 27 年度道路交通センサス調査結果（昼間 12 時間交通量）

(単位：台)

交通調査基本 区間番号	路線名	交通量観測地点地名	昼間 12 時間自動車類交通量 (上下合計)		
			小型車	大型車	合 計
34700160050	安佐南 4 区 486・490・ 739 号線	大塚西三丁目	16, 871	3, 455	20, 326
34700190010	吉島観音線	西川口町	10, 231	448	10, 679
34700190020	吉島観音線	西川口町	10, 231	448	10, 679
34700190030	吉島観音線	西川口町	10, 231	448	10, 679

(注) 交通量の斜体は推計値を示す。

出典：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査」（国土交通省）



- 事業計画地 ((仮称)新交通西風新都線) [高架区間]
 ■■■■■ 事業計画地 ((仮称)新交通西風新都線) [トンネル区間]
 ——— 事業計画地 (3・3・344 己斐中央線)
 - - - 行政区界
 高速自動車国道
 都市高速道路
 一般国道 (直轄)
 一般国道 (その他)
- 主要地方道 (都道府県道)
 一般都道府県道
 指定市の一般市道

出典: 「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査」
(国土交通省)



1:50,000

0 1000 2000m

図 3.2.6 交通網及び道路交通センサ調査地点

(2) 鉄軌道

事業計画地周辺の鉄軌道網は、図 3.2.7 に示すとおりである。

事業計画地周辺には、鉄道路線の J R 山陽本線、路面電車の広島電鉄宮島線、新交通システムのアストラムラインが存在し、本事業は、アストラムラインを広域公園前駅から J R 山陽本線・西広島駅まで延伸するものである。

また、J R 山陽本線・広島駅及び西広島駅の乗車人員は表 3.2.12 に、路面電車・広電西広島駅の乗車人員は表 3.2.13 に、アストラムラインの広域公園駅の乗車人員は表 3.2.14 にそれぞれ示すとおりである。

表 3.2.11 J R 山陽本線乗車人員

(単位：人／日)

駅 名	平成 28 年度	平成 29 年度
	平均人員（1 日）	平均人員（1 日）
広 島 駅	74,592	77,174
西広島駅	9,353	9,389

(注) 広島駅には、新幹線の乗車人員も含む。

出典：「広島市統計書（平成 30 年版）」（広島市HP）

表 3.2.12 路面電車（広電）乗車人員

(単位：千人／年)

駅 名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	乗車総数	乗車総数	乗車総数
広電西広島	4,415	4,396	4,358

(注) 乗車人員は、実態調査による推計数である。

出典：「広島市統計書（平成 30 年版）」（広島市HP）

表 3.2.13 アストラムライン乗車人員

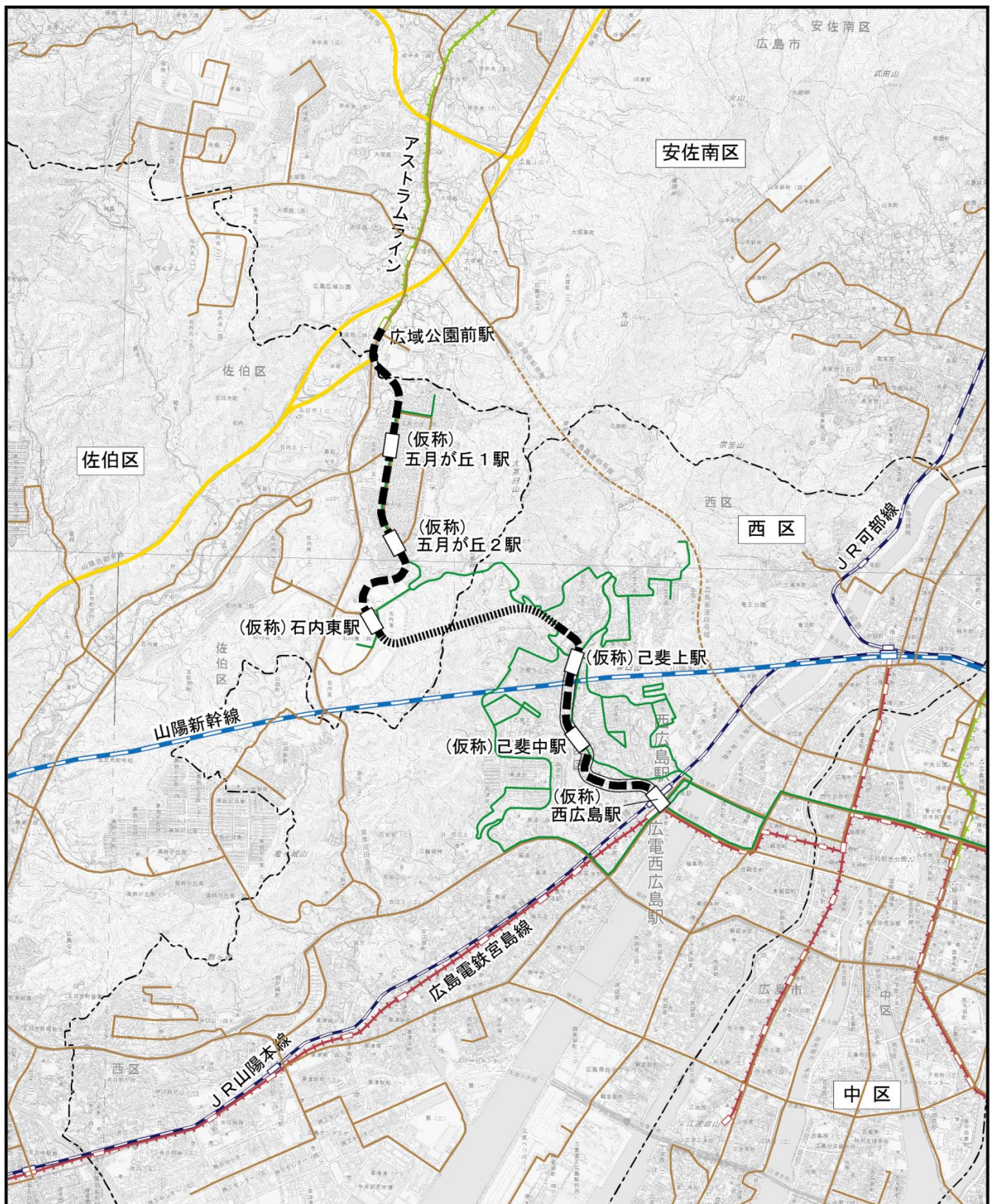
(単位：千人／年)

駅 名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	乗車総数	降車総数	乗車総数	降車総数	乗車総数	降車総数
広域公園前	535	568	506	536	530	559

出典：「広島市統計書（平成 30 年版）」（広島市HP）

(3) バ ス

事業計画地周辺のバス網は図 3.2.7 に示すとおりであり、西広島駅を中心に運行しているボン・バスと、広島市内を広く運行する郊外バスで構成されている。



- 事業計画地 ((仮称)新交通西風新都線) [高架区間]
 ■■■■■ 事業計画地 ((仮称)新交通西風新都線) [トンネル区間]
 ——— 事業計画地 (3・3・344 己斐中央線)
 - - - 行政区界
 ■■■■■ JR山陽新幹線
 ■■■■■ JR各線
 ■■■■■ 広島電鉄
 ■■■■■ アストラムライン
 ■■■■■ 高速バス
 ■■■■■ 路線バス
 ■■■■■ ボン・バス



1:50,000

0 1000 2000m

出典：「国土数値情報 バスルート 平成23年度」(国土交通省国土政策局国土情報課)
 「広島都市圏 主要路線図」(公益社団法人広島県バス協会 路線バスHP)
 「広島電鉄バス路線図【広島西地区版】2018年6月現在」(広島電鉄株式会社HP)
 「広島バス 路線バス」(広島バス株式会社HP)
 「広島交通 全体路線図」(広島交通HP)
 「ボン・バス運行ルート」(エイチ・ディー西広島株式会社HP)

図 3.2.7 鉄軌道網及びバス網

3.2.6 環境の保全等に配慮が必要な施設

事業計画地周辺の環境の保全等に配慮が必要な施設の分布状況は、表 3.2.15 及び図 3.2.8 に示すとおりである。

表 3.2.15(1) 環境の保全等に配慮が必要な施設

No.	種別	名 称	住 所
1	保育園	山本まごころ保育園分園	安佐南区山本新町五丁目 44-5
		春日野まごころ保育園	
2		五月が丘保育園	佐伯区五月が丘五丁目 21-22
3		さくら保育所	西区己斐中三丁目 47-14
4		己斐保育園	西区己斐中一丁目 10-8
5	幼稚園・こども園	五月が丘認定こども園	佐伯区五月が丘三丁目 19-14
			佐伯区五月が丘三丁目 25-10
6		のぞみ幼稚園	西区己斐上六丁目 452
7		己斐みどり幼稚園	西区己斐中一丁目 8-44
8		美鈴が丘サムエル幼稚園	佐伯区美鈴が丘東三丁目 19-1
		サムエル美鈴が丘こどもの園	
9		山田幼稚園	西区山田新町一丁目 6-2
10	小学校	五月が丘小学校	佐伯区五月が丘二丁目 22-1
11		己斐上小学校	西区己斐中六丁目 455
12		己斐東小学校	西区己斐中三丁目 127
13		己斐小学校	西区己斐上二丁目 1-1
14		高須小学校	西区高須四丁目 16-1
15		山田小学校	西区山田新町二丁目 21-1
16	中学校	五月が丘中学校	佐伯区五月が丘二丁目 23-1
17		己斐上中学校	西区己斐上六丁目 452-4
18		己斐中学校	西区己斐上三丁目 35-1
19		ノートルダム清心中学校	西区己斐東一丁目 10-1
20		広島学院中学校	西区古江上一丁目 630
21	高等学校	ノートルダム清心高等学校	西区己斐東一丁目 10-1
22		広島音楽高等学校	西区己斐東一丁目 13-1
23		広島学院高等学校	西区古江上一丁目 630
24	大 学	広島市立大学	安佐南区大塚東三丁目 4-1
25		広島修道大学	安佐南区大塚東一丁目 1-1
26		学校法人 古沢学園 広島都市学園大学	安佐南区大塚東三丁目 2-1
27	病院・診療所	とよた内科クリニック	安佐南区大塚西三丁目 11-5
28		(特養) やすらぎの里広域公園医務室	安佐南区大塚西四丁目 2-20
29		中増整形外科クリニック	安佐南区大塚西四丁目 17-1
30		斎藤内科医院	安佐南区大塚西四丁目 8-31
31		(特養) 新都西風苑医務室	安佐南区大塚東三丁目 3-9
32		五月が丘クリニック	佐伯区五月が丘五丁目 20-9
33		津元クリニック	佐伯区五月が丘二丁目 7-25

出典：「国土数値情報 学校 平成 25 年度」、「国土数値情報 福祉施設 平成 27 年度」、「国土数値情報 医療機関 平成 26 年度」（国土交通省国土政策局国土情報課）
「広島市-介護保険サービス事業者一覧」（広島市HP）
「ひろしま地図ナビ 施設情報」（広島市HP）

表 3. 2. 15(2) 環境の保全等に配慮が必要な施設

No.	種別	名 称	住 所	
34	病院・診療所	(医) 共愛会己斐ヶ丘病院	西区己斐上六丁目 554-1	
35		(福) はばたきの里いこいの園診療所	西区己斐上五丁目 930-1	
36		(福) はばたきの里第二いこいの園診療所	西区己斐上五丁目 847-1	
37		(特養) 第三いこいの園診療所	西区己斐上六丁目 939-1	
38		二神内科胃腸科	西区己斐大迫二丁目 19-9	
39		おおひら内科クリニック	西区己斐上一丁目 11-36	
40		大石整形外科リウマチクリニック	西区己斐上一丁目 11-36	
41		(医) 石田内科	西区己斐上二丁目 11-3	
42		児玉クリニック胃腸科・外科	西区己斐中二丁目 21-12	
43		(医) 斎整形外科	西区己斐本町一丁目 5-5	
44		大谷小児科医院	西区己斐本町一丁目 6-15	
45		(医) 瑠璃光会山田眼科医院	西区己斐本町一丁目 6-16	
46		わかばクリニック	西区己斐本町一丁目 9-20	
47		住元皮ふ科クリニック	西区己斐本町一丁目 14-3	
48		東洋堂クリニック	西区己斐本町一丁目 14-3	
49		(医) 日域医院	西区己斐本町一丁目 14-14	
50		大島内科循環器内科	西区己斐本町一丁目 16-11	
51		(医) はまだ小児クリニック	西区己斐本町一丁目 25-8	
52		(医) 己斐杉本クリニック	西区己斐本町一丁目 25-6	
53		(医) 隅田耳鼻咽喉科医院	西区己斐本町三丁目 1-3	
54		落久保外科循環器科クリニック	西区己斐本町三丁目 2-8	
55		宮川眼科	西区己斐本町三丁目 4-5	
56		松阪内科医院	西区己斐本町三丁目 5-7	
57		岡本クリニック	西区己斐本町三丁目 11-7	
58		蜂須賀整形外科	西区己斐本町二丁目 12-27	
59		ひらの眼科	西区己斐本町三丁目 11-15	
60		須山麻酔科クリニック	西区高須台三丁目 23-15	
61		コールメディカルクリニック広島	西区古田台二丁目 12-9	
62		(福) 広島県同胞援護財団養護老人ホーム千歳園 (特養) 千歳園附属診療所	西区山田新町二丁目 7-2	
63		山下内科医院	西区山田新町二丁目 23-1	
64		美鈴が丘東クリニック	佐伯区美鈴が丘東四丁目 14-1	
65		老人福祉施設	グループホームソシア	西区己斐上六丁目 554-1
66			I G L小規模多機能型居宅介護西風新都	安佐南区大塚西二丁目 5-8
			I G Lグループホーム西風新都	
			I G Lデイサービスセンター西風新都	
67			グループホームさくら	安佐南区大塚西三丁目 11-14
			デイサービスセンターさくら	
			ショートステイさくら	
68			高齢者用福祉施設めぞん大塚	広島市安佐南区大塚西三丁目 3-25
69			特別養護老人ホーム新都西風苑	安佐南区大塚東三丁目 3-9
		デイサービスセンターなごみの丘 ショートステイ新都西風苑		

出典：「国土数値情報 学校 平成 25 年度」、「国土数値情報 福祉施設 平成 27 年度」、「国土数値情報 医療機関 平成 26 年度」（国土交通省国土政策局国土情報課）
「広島市-介護保険サービス事業者一覧」（広島市HP）
「ひろしま地図ナビ 施設情報」（広島市HP）

表 3. 2. 15(3) 環境の保全等に配慮が必要な施設

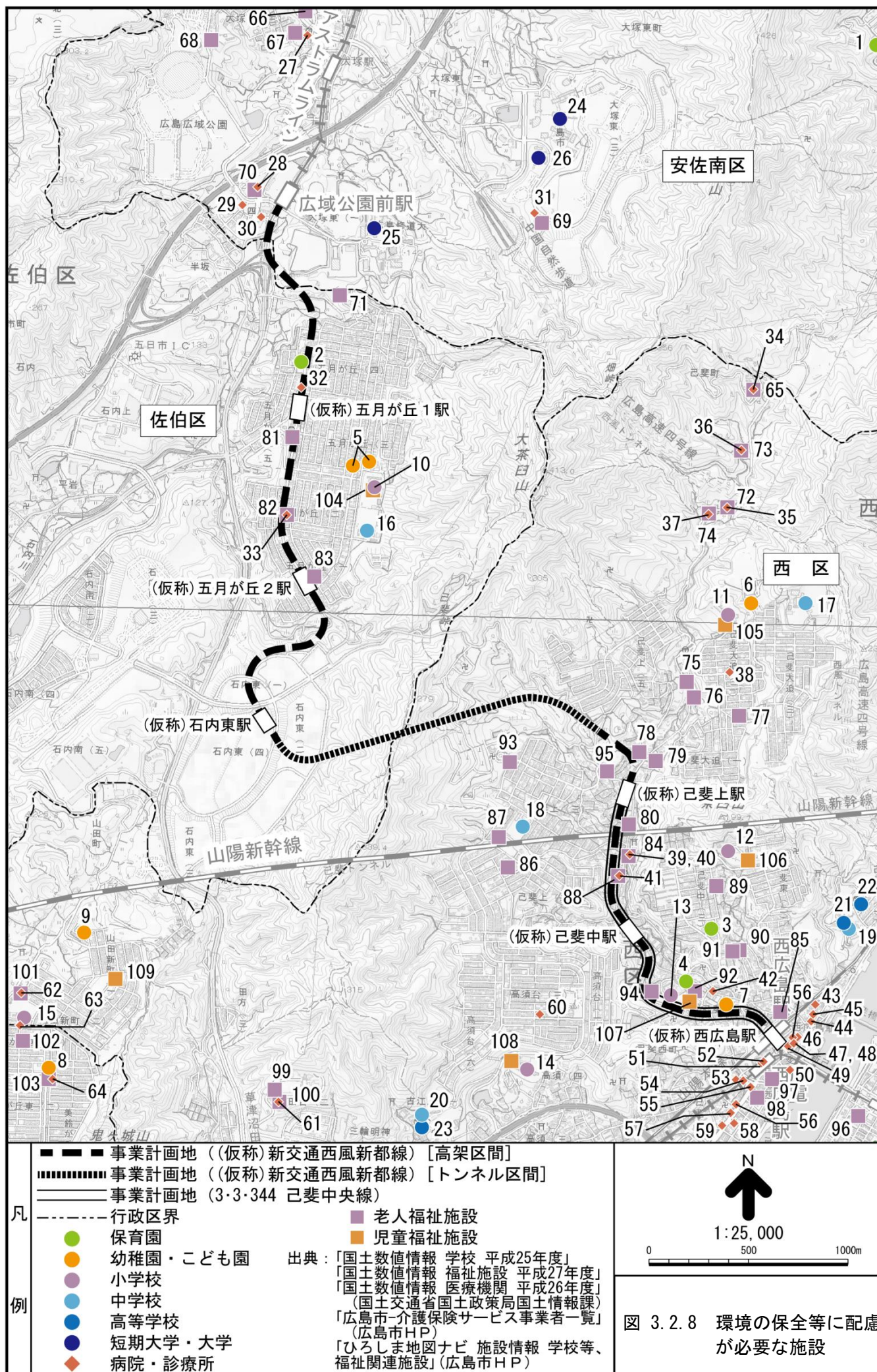
No.	種別	名 称	住 所
70	老人福祉施設	短期入所生活介護事業所やすらぎの里広域公園 特別養護老人ホームやすらぎの里広域公園	安佐南区大塚西四丁目 2-20
71		短期入所生活介護事業所やすらぎの里 デイサービスセンターやすらぎの里 特別養護老人ホームやすらぎの里	佐伯区五月が丘四丁目 15-6
72		軽費老人ホームA型 いこいの園	西区己斐上五丁目 930-1
73		第二いこいの園短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホーム第二いこいの園	西区己斐上五丁目 847-1
74		第三いこいの園デイサービスセンター 特別養護老人ホーム第三いこいの園	西区己斐六丁目 939-1
75		楽リハデイサービスセンター広島己斐 楽リハヘルパーステーション広島己斐	西区己斐上四丁目 4-12
76		ここからキャンパス	西区己斐上四丁目 2-38
77		ニチイケアセンター己斐	西区己斐大迫二丁目 41-3
78		グループホーム己斐・みどりの家	西区己斐上四丁目 29-16
79		看護小規模多機能型居宅介護葵の家	西区己斐上四丁目 31-7-15
80		デイサービス「いでしたの光」	西区己斐上三丁目 7-22
81		グループホームさつき	佐伯区五月が丘五丁目 2-3
82		津元クリニック	佐伯区五月が丘二丁目 7-25
83		デイサービス季楽五月	佐伯区五月が丘一丁目 12-11
84		デイサービスセンターここから己斐	西区己斐上一丁目 11-36
85		ワンズホーム	西区己斐中一丁目 3-18-4
86		めぐみデイサービス己斐	西区己斐上二丁目 43-21
87		デイサービスセンターふれんど	西区己斐上三丁目 36-9
88		デイサービスおれんじ	西区己斐上二丁目 11-3
89		わくわくハウス己斐	西区己斐中三丁目 39-25
90		グループホーム桐壺の家	西区己斐中二丁目 12-21
91		グループホーム若紫の家	西区己斐中三丁目 53-14
92		つなぐ和楽久 つなぐデイサービス己斐	西区己斐中一丁目 10-10-12
93		介護付有料老人ホームほのぼの苑己斐	西区己斐上三丁目 42-22
94		アロハ己斐小の西 アロハ己斐小の西新館	西区己斐上二丁目 4-5-1 西区己斐上二丁目 4-5-3
95		おれんじ己斐上てらす	西区己斐上四丁目 26-1
96		ありらん グループホームありらん デイサービスありらん	西区福島町二丁目 4-9
97		あーくすけあういむい 入浴特化デイサービスとうじ屋	西区己斐本町一丁目 23-5
98		土谷ヘルパーステーション西広島	西区己斐本町二丁目 6-6
99		デイサービスひよこの家	西区古田台二丁目 13-18
100		コールメディカルクリニック広島	西区古田台二丁目 12-9

出典：「国土数値情報 学校 平成 25 年度」、「国土数値情報 福祉施設 平成 27 年度」、「国土数値情報 医療機関 平成 26 年度」（国土交通省国土政策局国土情報課）
「広島市-介護保険サービス事業者一覧」（広島市HP）
「ひろしま地図ナビ 施設情報」（広島市HP）

表 3. 2. 15(4) 環境の保全等に配慮が必要な施設

No.	種別	名 称	住 所
101	老人福祉施設	デイサービスセンター千歳園	西区山田新町二丁目 7-2
		ショートステイちとせ	
		特別養護老人ホーム千歳園	
		養護老人ホーム千歳園	
		認知症対応型通所介護デイサービスセンター千歳園	
102		グループホーム悠	佐伯区美鈴が丘東三丁目 6-10
103		I G L ヘルパーステーション美鈴が丘	佐伯区美鈴が丘東四丁目 14-1
		I G L デイサービス美鈴が丘	
		I G L 居宅介護支援事業所美鈴が丘	
104	児童福祉施設	五月が丘児童館	佐伯区五月が丘二丁目 22-2
105		己斐上児童館	西区己斐上六丁目 456
106		己斐東児童館	西区己斐東二丁目 30-3
107		己斐児童館	西区己斐上二丁目 1-2
108		高須児童館	西区高須四丁目 16-1
109		山田児童館	西区山田新町一丁目 17-4

出典：「国土数値情報 学校 平成 25 年度」、「国土数値情報 福祉施設 平成 27 年度」、「国土数値情報 医療機関 平成 26 年度」（国土交通省国土政策局国土情報課）
「広島市-介護保険サービス事業者一覧」（広島市HP）
「ひろしま地図ナビ 施設情報」（広島市HP）



3.2.7 生活環境施設

(1) 上水道

広島市の上水道の普及率は、表 3.2.16 に示すとおりである。

広島市の平成 30 年度の上水道の人口当たりの普及率は、98.0%となっている。

表 3.2.16 上水道普及率（平成 30 年度）

区 分	行政区域内		給水区域内(A)		現在給水(B)		普及率(B)／(A)	
	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (%)	人口 (%)
広 島 市	560,466	1,193,556	558,346	1,189,255	547,217	1,165,319	98.0	98.0
安佐南区	103,574	243,367	103,574	243,367	102,278	240,528	98.7	98.8
佐 伯 区	60,642	138,473	58,639	134,399	57,257	131,563	97.6	97.9
西 区	93,727	189,860	93,727	189,860	93,637	189,650	99.9	99.9

出典：「平成 30 年度版 水道事業年報」（平成 30 年 12 月、広島市水道局）

(2) 下水道

広島市の下水道の普及率は、表 3.2.17 に示すとおりである。

広島市の平成 30 年の下水道の人口当たりの普及率は、95.4%となっている。

表 3.2.17 下水道普及率（平成 30 年）

年 次	人口（人）		普及率（%）
	行政区域人口(A)	処理区域人口(B)	B／A
平成 28 年	1,190,877	1,124,270	94.4
平成 29 年	1,193,051	1,131,720	94.9
平成 30 年	1,193,556	1,138,760	95.4

- (注) 1. 各年 3 月 31 日現在である。
2. 行政区域人口は、住民基本台帳人口である。

出典：「広島市統計書（平成 30 年版）」（広島市HP）

(3) 廃棄物

(a) ごみ

広島市内のごみの処分状況は、表 3. 2. 18 に示すとおりである。

広島市内のごみの総量は、平成 29 年度は 403, 658 トンとなっている。

また、ごみの処分では焼却が 75. 0% と最も多く、平成 29 年度では 302, 933 トンとなっている。

表 3. 2. 18 ごみ処分状況

(単位：トン)

年 度	総 量	焼 却	埋 立	再 生	無害化	1 日平均処分量
平成 27 年度	408, 065	304, 976	55, 986	46, 753	350	1, 115
平成 28 年度	399, 848	300, 020	53, 436	46, 049	343	1, 095
平成 29 年度	403, 658	302, 933	55, 168	45, 220	337	1, 106

(注) 1. 焼却量には、平成 29 年度より安芸太田町分 (842t) を含む。

2. 埋立量には焼却灰を含む。

出典：「広島市統計書（平成 30 年版）」（広島市HP）

(b) し尿

広島市内のし尿・浄化槽汚泥処理状況は、表 3. 2. 19 に示すとおりである。

広島市内のし尿・浄化槽汚泥の収集量の総量は減少傾向にあり、平成 29 年度では 54, 448k1 となっている。また、収集したし尿・浄化槽汚泥のすべては陸上処理されている。

表 3. 2. 19 し尿・浄化槽汚泥処理状況

(単位：k1)

年 度	収 集 量			処 理 量		
	総 量	都市整備公社	業 者	総 量	陸上処理	農村還元
平成 27 年度	60, 721 (26, 543)	2, 680 (2, 680)	58, 041 (23, 863)	60, 721 (26, 543)	60, 721 (26, 543)	—
平成 28 年度	59, 077 (25, 587)	2, 740 (2, 740)	56, 337 (22, 847)	59, 077 (25, 587)	59, 077 (25, 587)	—
平成 29 年度	54, 448 (24, 024)	2, 518 (2, 518)	51, 930 (21, 506)	54, 448 (24, 024)	54, 448 (24, 024)	—

(注) 1. () 内の数字は、し尿の収集及び処理量（内数）である。

2. 浄化槽及び公共下水道により処理されたし尿は除く。

3. 安芸地区衛生施設管理組合（一部事務組合）の管轄区域（東区福田、馬木、温品地域及び安芸区）から排出されたし尿及び浄化槽汚泥は除く。

4. 業者には、委託業者収集量（西区新庄町、安佐南区、安佐北区及び佐伯区のし尿）、許可業者収集量（浄化槽汚泥）を含む。

出典：「広島市統計書（平成 30 年版）」（広島市HP）

(4) 温室効果ガス

広島市内から排出される温室効果ガス排出量の推移は、表 3.2.20 に示すとおりである。

広島市の平成 28 年度【速報】の温室効果ガス排出量は 820.4 万トン-CO₂であり、基準年度（平成 25 年度）に比べて 59.2 万トン-CO₂（6.7%）減少している。

表 3.2.20 温室効果ガス排出量の推移

(単位：万トン-CO₂)

区 分	平成 25 年度 【基準年度】	平成 27 年度	平成 28 年度 【速報】
二酸化炭素 (CO ₂)	837.3	778.3	769.9
産業部門	160.1	154.5	153.3
民生・家庭部門	224.4	210.9	210.2
民生・業務部門	272.6	243.9	237.8
運輸部門	163.0	151.2	152.1
廃棄物	17.2	17.7	16.5
メタン(CH ₄)	2.9	3.1	3.1
一酸化二窒素(N ₂ O)	13.1	13.5	13.6
代替フロン等 4 ガス	26.3	33.7	33.7
合 計	879.6	828.6	820.4
対基準年度削減率	—	△5.8%	△6.7%

(注) 1. 代替フロン等 4 ガスは、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素である。

2. 表中の個々の温室効果ガスの排出量と、合計欄の数値は、四捨五入の関係で一致していない。

3. 産業部門：製造業、農林水産業、建設業、鉱業等
 民生部門：家庭、サービス業、教育機関、医療機関等
 運輸部門：自動車、鉄道、船舶、航空機等

出典：「広島市の温室効果ガス排出量(平成 27 年度確定値及び平成 28 年度速報値)」
 (広島市HP)

3.2.8 環境の保全のための法令等

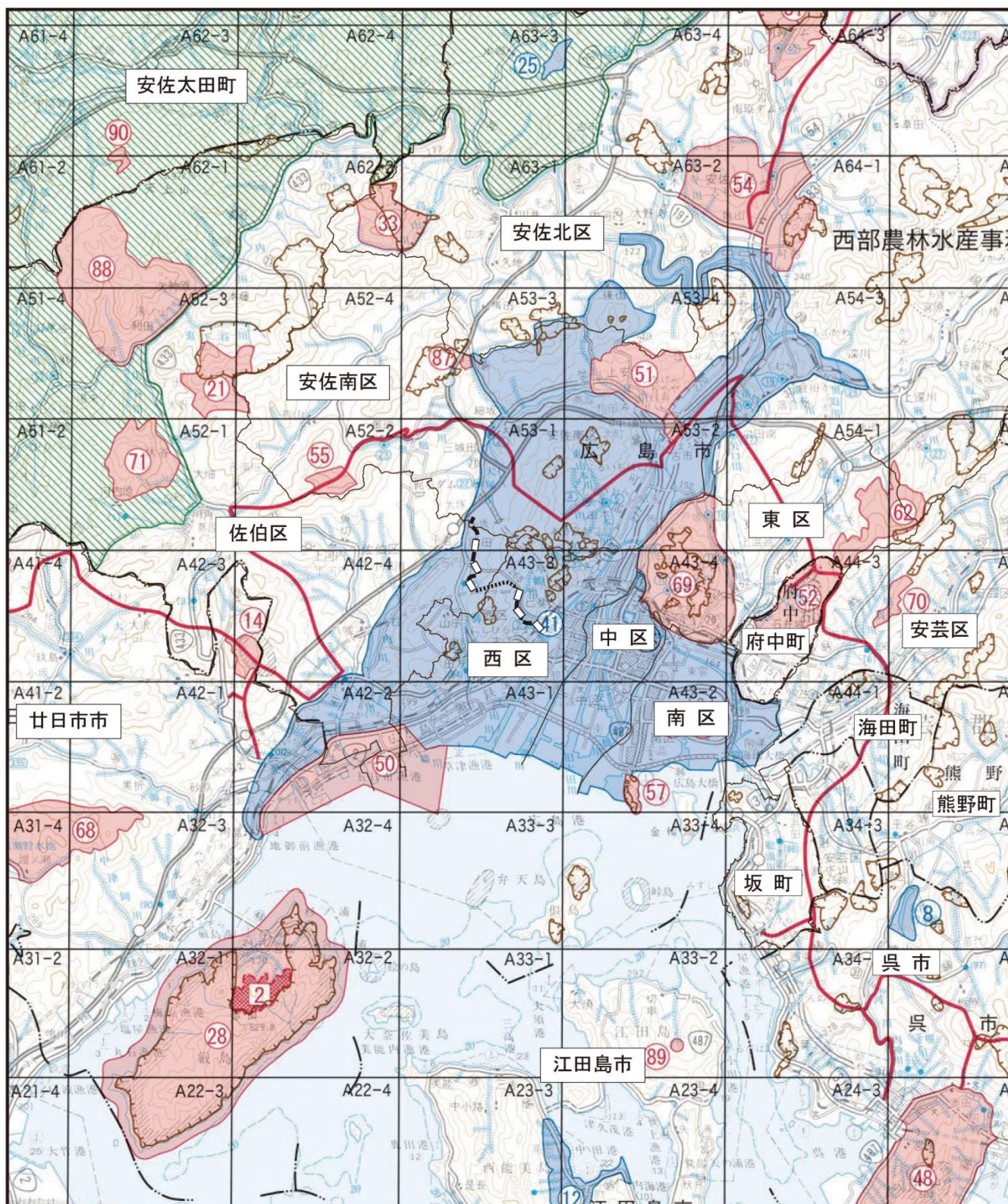
(1) 自然環境等の保全に係る地域等の指定及び規制の状況

自然環境等の保全に係る地域等の指定及び規制の状況は、表 3.2.21 に示すとおりである。

事業計画地における鳥獣保護区等位置図は図 3.2.9 に、土地利用基本計画図は図 3.2.10 に、防災に係る区域の指定状況は図 3.2.11 に、景観法に基づく景観計画重点地区の指定状況は図 3.2.12 にそれぞれ示すとおりである。

表 3.2.21 自然環境等の保全に係る地域・区域等の指定状況

区分	法 令	地域・区域等	指定の有無	備 考
			事業計画地	
自然環境保全	自然環境保全法	原生自然環境保全地域	×	
		自然環境保全地域	×	
	自然公園法	国立公園、国定公園等	×	
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区等	○	図 3.2.9
	広島県自然環境保全条例	自然環境保全地域	×	
		緑地環境保全地域	×	
土地利用	国土利用計画法	都市地域	○	図 3.2.10
		農業地域	○	図 3.2.10
		森林地域	○	図 3.2.10
		自然公園地域	×	
		自然保全地域	×	
	都市計画法	都市計画区域（市街化区域、市街化調整区域及びその他の用途地域）	○	図 3.2.10
		用途地域	○	図 3.2.1
	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	○	
		農用地区域	×	
防災	森林法	国有林	×	
		保安林	○	図 3.2.10
		地域森林計画対象民有林	○	図 3.2.10
	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	○	図 3.2.11
		造成宅地防災区域	×	
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	図 3.2.11
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域	○	図 3.2.11
		土砂災害警戒区域	○	図 3.2.11
	砂防法	砂防指定地	×	
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	
その他	河川法	河川区域、河川保全区域	×	
	文化財保護法	史跡・名勝・天然記念物	×	
	広島県文化財保護条例	史跡・名勝・天然記念物（県）	×	
	広島市文化財保護条例	史跡・名勝・天然記念物（市）	×	
	景観法	景観計画重点地区	○	図 3.2.12



- 事業計画地（（仮称）新交通西風新都線）[高架区間]
 ■■■■■ 事業計画地（（仮称）新交通西風新都線）[トンネル区間]
 鳥獣保護区
 鳥獣保護区 特別保護地区
 自然公園 特別保護地区
 特定猟具（銃器）使用禁止区域
 狢法禁止区域
 自然歩道
 国有林・官行造林地
 農林水産事務所

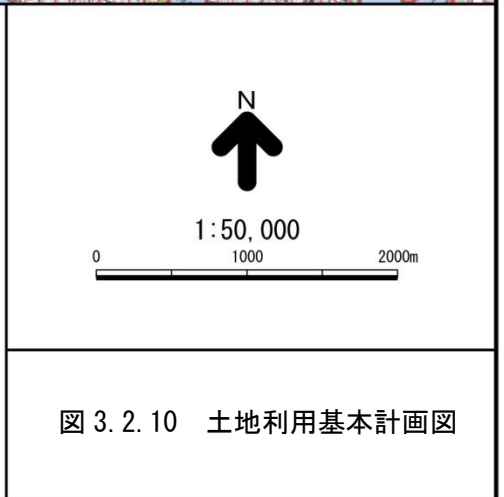
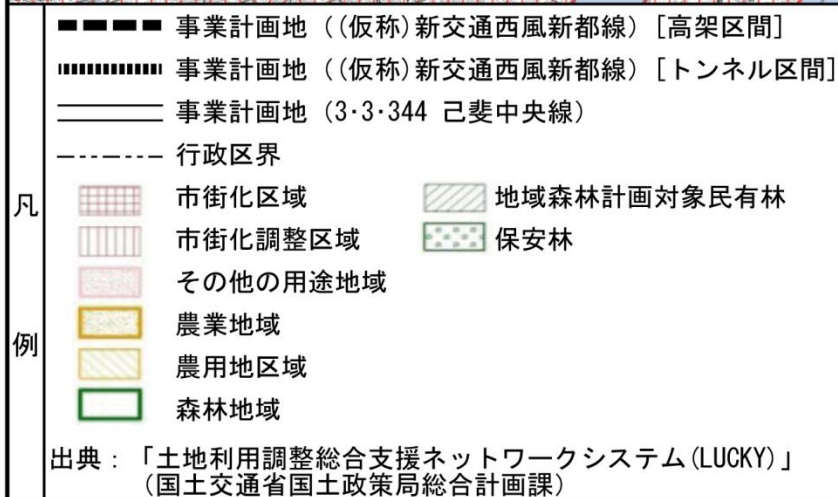
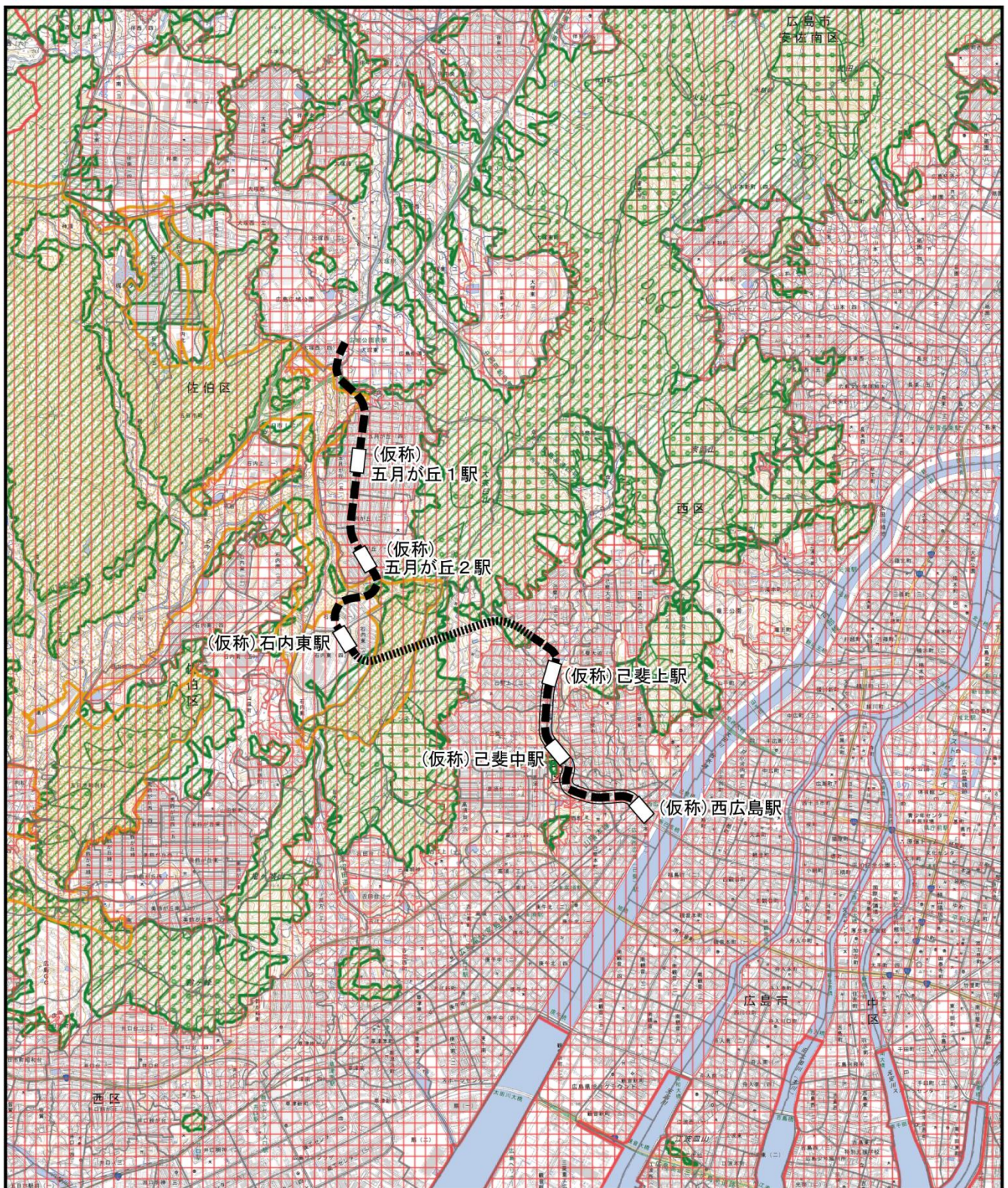


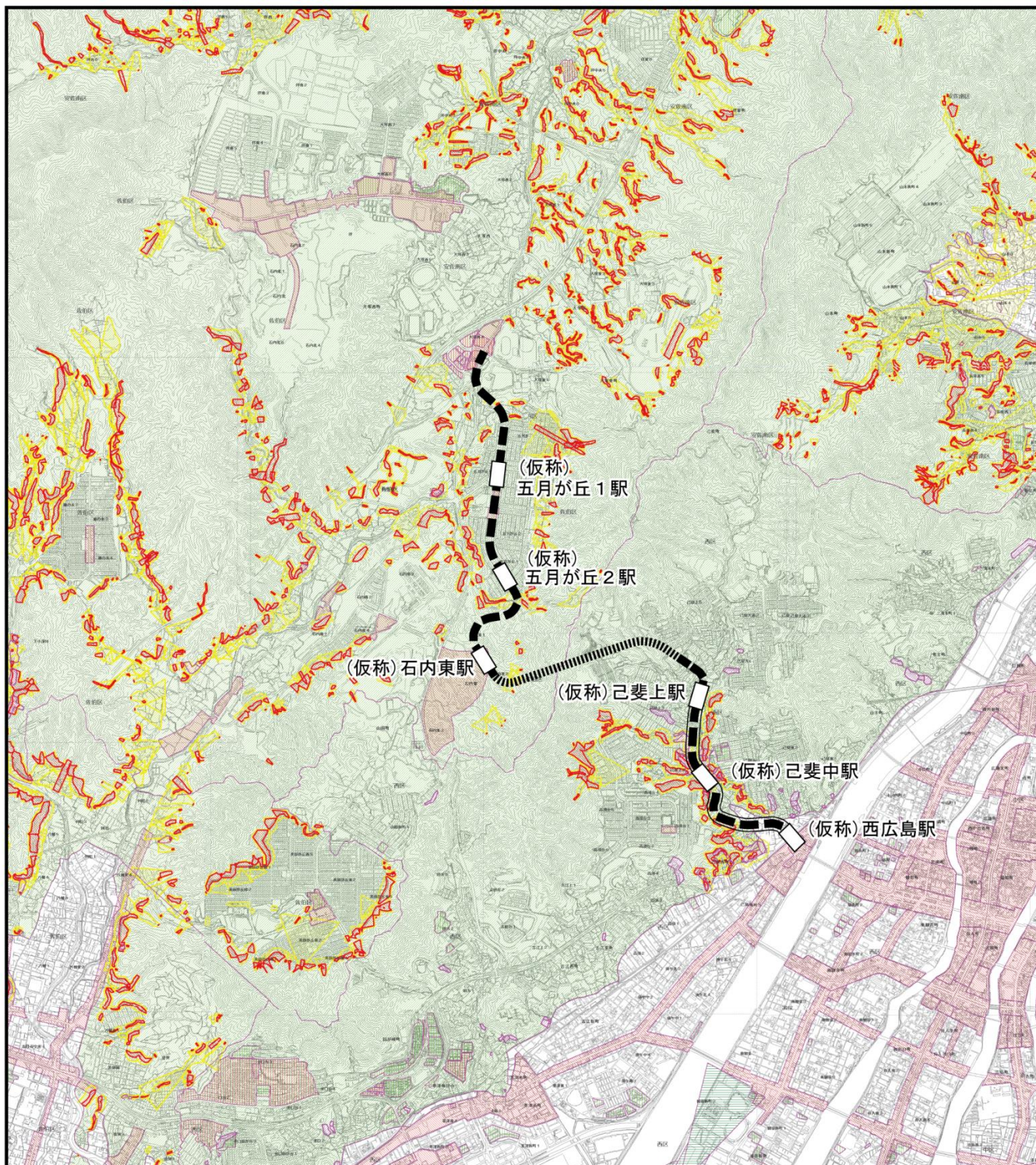
1:200,000

0 5 10km

出典：「広島県鳥獣保護区等位置（平成30年11月、広島県）」

図 3.2.9 鳥獣保護区等位置図





- 事業計画地 ((仮称)新交通西風新都線) [高架区間]
 ■■■■■ 事業計画地 ((仮称)新交通西風新都線) [トンネル区間]
 ——— 事業計画地 (3・3・344 己斐中央線)
 [斜線] 宅地造成工事規制区域
 [斜線] 造成宅地防災区域
 [斜線] 災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域)
 [斜線] 土砂災害特別警戒区域
 [斜線] 土砂災害警戒区域
 [斜線] 一団地認定区域(昭和61年度以降)
 [斜線] 建築協定区域
 [斜線] 駐輪場附置義務対象区域
 [斜線] 交通法制限表面区域

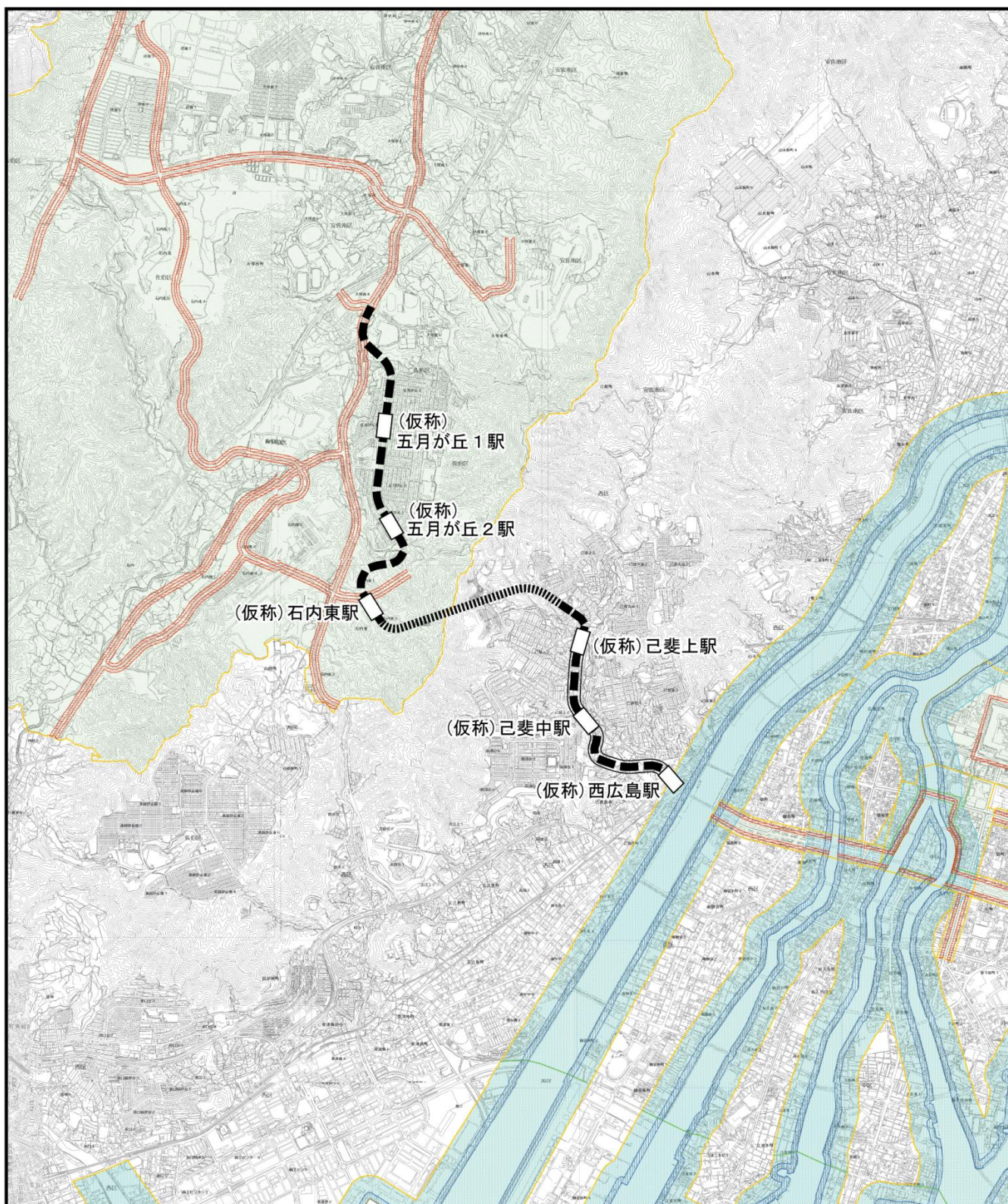
出典：「ひろしま地図ナビ 都市計画情報 その他規制」
(広島市HP)



1:50,000

0 1000 2000m

図 3.2.11
防災に係る区域の指定状況



凡
例

- ■ ■ 事業計画地 ((仮称)新交通西風新都線) [高架区間]
- 事業計画地 ((仮称)新交通西風新都線) [トンネル区間]
- 事業計画地 (3・3・344 己斐中央線)
-  景観計画重点地区
-  主な河川又は港湾に面する部分
-  主な幹線道路等に面する部分
-  リバーフロント・シーフロント地区のエリア



1:50,000

0 1000 2000m

図 3.2.12
景観計画重点地区の指定状況

出典：「ひろしま地図ナビ 都市計画情報 景観計画」
(広島市HP)

(2) 公害の防止に係る地域等の指定及び規制の状況

(a) 大気環境

(7) 大気汚染

(i) 環境基準

大気の汚染に係る環境基準は、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質（PM2.5）の10項目について、表3.2.22に示すとおり定められている。また、環境基準の評価方法は、表3.2.23に示すとおり定められている。

表 3. 2. 22 大気の汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	測 定 方 法
二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が 0. 04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0. 1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0. 10mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0. 20mg/m ³ 以下であること。	ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1 時間値が 0. 06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0. 04ppm から 0. 06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
ベンゼン	1 年平均値が 0. 003 mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0. 13 mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0. 2 mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0. 15 mg/m ³ 以下であること。	
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができるものと認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

- (注) 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0. 04ppm から 0. 06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
5. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2. 5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年 5 月 8 日環境庁告示第25号(最終改正：平成 8 年環境庁告示第73号)）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年 7 月 11 日環境庁告示第38号(最終改正：平成 8 年環境庁告示第74号)）

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示第 4 号(最終改正：平成30年環境庁告示第100号)）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年 9 月 9 日環境省告示第33号）

表 3. 2. 23 環境基準の評価方法

物 質	評 価 方 法	
二酸化いおう 一酸化炭素 浮遊粒子状物質 光化学オキシダント	短期的 評価	連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日または時間について環境基準の評価を行うものとする。 なお、1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測（評価対象としない測定値を含む。）が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
二酸化いおう 一酸化炭素 浮遊粒子状物質	長期的 評価	年間にわたる1日平均値である測定値（評価対象としない測定値は除く。）につき、測定値の高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外して評価を行うものとする。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いは行わないこととして、その評価を行うものとする。
二酸化窒素	98パー セント 値評価	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」と呼ぶ。）が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合には達成されていないものと評価する。ただし、1日平均値の年間98%値の算定に当たっては、1時間値の欠測が4時間を越える測定値の1日平均値は、用いないものとする。
ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン	年平均 値評価	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によってその評価を行うものとする。
微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	短期的 評価	測定結果（1日平均値）の年間98パーセンタイル値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。
	長期的 評価	測定結果（1日平均値）の1年平均値について評価を行うものとする。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号（最終改正：平成8年環境庁告示第73号））

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日環境庁告示第38号（最終改正：平成8年環境庁告示第74号））

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日環境庁告示第4号（最終改正：平成30年環境省告示第100号））

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について（通知）」（平成21年9月9日環水大総発第090909001号、環境省水・大気環境局長通知）

(イ) 騒 音

(i) 環境基準

騒音に係る環境基準は表 3. 2. 24 に、地域の類型指定は表 3. 2. 25 にそれぞれ示すとおりである。

事業計画地の用途地域の指定状況は図 3. 2. 1 に示したとおりであり、事業計画地は、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び用途地域の定めのない地域に指定されており、地域の類型は、A、B及びCとなっている。

表 3. 2. 24 騒音に係る環境基準

第 1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼 間	夜 間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- (注) 1. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
 2. AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間¹⁾については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

2 1 の環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

- (1) 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。
 この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
 (2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じて等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
 (3) 評価の時期は、騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
 (4) 騒音の測定は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を用いることとする。
 (5) 騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格 Z 8731 による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。
 なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

3 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。

- (1) 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。
 (2) 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち 1 の環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

第 2 達成期間等

1 環境基準は、次に定める達成期間でその達成又は維持を図るものとする。

- (1) 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。
 (2) 既設の道路に面する地域については、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力の下に自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策等を総合的に実施することにより、環境基準の施行後 10 年以内を目処として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。
 ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、対策技術の大幅な進歩、都市構造の変革等とあいまって、10 年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。
 (3) 道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては (1) 及び (2) にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとし、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては (2) を準用するものとする。

2 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間の背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等において、当該道路の著しい騒音とその騒音の影響を受けやすい面に直接到達する場合は、その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められ、かつ、屋内へ透過する騒音に係る基準が満たされたときは、環境基準が達成されたものとみなすものとする。

3 夜間の騒音レベルが 73 デシベルを超える住居等が存する地域における騒音対策を優先的に実施するものとする。

第 3 環境基準の適用除外について

この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

附則

この告示は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(注) 1. 「騒音に係る環境基準の改正について」（平成 10 年環大企第 257 号）によると、「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ・道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る）。
 - ・前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。
- また、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、車線数の区分に応じ、道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
- ・2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15 メートル
 - ・2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20 メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号（最終改正：平成 24 年環境省告示第 54 号））

表 3.2.25 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

地域の類型	地域の区分
A	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域の定めのある地域
B	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域（C 類型に該当する地域を除く。）
C	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域の定めのある地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。）及び字岡野原（778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。）に限る。）の地域
備 考	この表に掲げる地域（用途地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域として表示された地域を除く。）は、平成 17 年 4 月 25 日における町、字又は地番の区域によって表示されたものとする。

出典：「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」（平成24年 3 月30日広島市告示第116号）

（ii）規制基準等

① 工場・事業場に係る規制

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号（最終改正：平成 26 年法律第 72 号））及び「広島県生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 10 月 7 日広島県条例第 35 号（最終改正：平成 28 年 10 月 12 日広島県条例第 48 号））では、金属加工機械、空気圧縮機及び送風機などの特定施設を設置する工場・事業場について、表 3.2.26 に示す規制基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

事業計画地の用途地域の指定状況は図 3.2.1 に示したとおりであり、事業計画地は、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び用途地域の定めのない地域に指定されており、区域の区分は、第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域となっている。

表 3.2.26 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (8～18 時)	朝 (6～8 時) 夕 (18～22 時)	夜 間 (22 時～翌日 6 時)
第 1 種 区 域	50 デシベル (50 デシベル)	45 デシベル (45 デシベル)	45 デシベル (45 デシベル)
第 2 種 区 域	55 デシベル (55 デシベル)	50 デシベル (50 デシベル)	45 デシベル (45 デシベル)
第 3 種 区 域	60 デシベル (65 デシベル)	60 デシベル (65 デシベル)	50 デシベル (55 デシベル)
第 4 種 区 域	70 デシベル (70 デシベル)	70 デシベル (70 デシベル)	60 デシベル (65 デシベル)

(注) 1. 規制基準は、特定工場等の敷地境界線上における騒音の大きさである。

2. 区域の区分は、以下に示すとおりである。

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域

第 2 種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域（第 3 種区域に該当する区域を除く。）

第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。）及び字岡野原（778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。）に限る。）の地域

第 4 種区域：工業地域、工業専用地域

3. ()内は、「広島県生活環境の保全等に関する条例」の規制基準を表す。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号(最終改正：平成 18 年環境省告示第 132 号))

「広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 15 年 10 月 7 日広島県規則第 69 号(最終改正：平成 31 年広島県規則第 10 号))

「騒音の規制に関する定め」（昭和 61 年 4 月 1 日広島市告示第 96 号(最終改正：平成 27 年広島市告示第 205 号))

② 建設作業に係る規制

「騒音規制法」及び「広島県生活環境の保全等に関する条例」では、くい打機、くい抜機及びバックホウを使用する作業などの特定建設作業について、表 3.2.27 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

事業計画地の用途地域の指定状況は図 3.2.1 に示したとおりであり、事業計画地は、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び用途地域の定めのない地域に指定されており、区域の区分は、第 1 号区域となっている。

表 3. 2. 27 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

特定建設作業の種類	敷地境界線における音量	作業禁止時間		1 日における延作業時間		同一場所における作業期間		作業禁止日
		1 号区域	2 号区域	1 号区域	2 号区域	1 号区域	2 号区域	
1. くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）	85 デシベル	19 時 ～ 翌日の 7 時	22 時 ～ 翌日の 6 時	10 時間以内	14 時間以内	連続 6 日以内		日曜日及び休日
2. びょう打機を使用する作業								
3. 削岩機を使用する作業*								
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限り）を使用する作業（削岩機の動力として使用する作業を除く）								
5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限り）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限り）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）								
6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限り）を使用する作業								
7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限り）を使用する作業								
8. ブルドーザ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限り）を使用する作業								

(注) 1. *は、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限ることを示す。

2. 区域の区分は、以下に示すとおりである。

第 1 号区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。）及び字岡野原（778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。）に限る。）、工業地域・工業専用地域のうち、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域

第 2 号区域：指定地域のうち、第 1 号区域以外の区域

3. 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設けられている。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号（最終改正：平成 12 年環境庁告示第 16 号））

「広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 15 年 10 月 7 日広島県規則第 69 号（最終改正：平成 31 年広島県規則第 10 号））

「騒音の規制に関する定め」（昭和 61 年 4 月 1 日広島市告示第 96 号（最終改正：平成 27 年広島市告示第 205 号））

③ 自動車騒音に係る規制

「騒音規制法」では、自動車騒音に係る許容限度が定められており、いわゆる単体規制が行われている。また、市町村長は、自動車騒音が表 3.2.28 に示す限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」の規定による措置を執るべきことを要請するものとしている。さらに、道路管理者又は関係行政機関の長に、道路構造の改善その他の自動車騒音の低減に資する事項について意見を述べるができるとしている。

事業計画地の用途地域の指定状況は図 3.2.1 に示したとおりであり、事業計画地は、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び用途地域の定めのない地域に指定されており、区域の区分は、a 区域、b 区域及び c 区域となっている。

表 3.2.28 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度

時間の区分 区域の区分		昼 間 (6～22時)	夜 間 (22時～翌日 6 時)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

(注) 1. 区域の区分は、以下に示すとおりである。

- a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
- b 区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域（c 区域に該当する区域を除く。）
- c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。）及び字岡野原（778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。）に限る。）の地域

- 2. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路（道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路をいう。）に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年 3 月 2 日総理府令第15号(最終改正：平成23年環境省令第32号)）
「騒音の規制に関する定め」（昭和61年 4 月 1 日広島市告示第96号(最終改正：平成27年広島市告示第205号)）

④ 鉄道・軌道騒音に係る規制

在来鉄道・軌道については、環境基準や規制基準の規定はないものの、環境庁は、平成7年12月に、これまでの検討結果に基づき、新規に供用される区間及び大規模な改良を行った後供用される区間における列車の走行に伴う騒音について、生活環境を保全し、騒音問題が生じることを未然に防止する上で目標となる当面の指針を表3.2.29に示すとおり定め、平成7年12月20日付けで都道府県知事及び政令指定都市市長宛に通知するとともに関係省庁に協力依頼を行っている。

なお、本事業は、軌道法（大正10年4月14日法律第76号（最終改正：平成29年法律第45号））の適用を受ける軌道であり、線路構造が鉄道事業法（昭和61年12月4日法律第92号（最終改正：平成28年法律第19号））に規定された「案内軌条式鉄道」と同様の構造に該当し、「普通鉄道」ではない。このことから、本事業は、本指針の適用外となる。

表3.2.29 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針

新 線	等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）として、昼間（7～22時）については60dB(A)以下、夜間（22時～翌日7時）については55dB(A)以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあっては、一層の低減につとめること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

- (1) 本指針は、以下の区間等については適用しないものとする。ただし、これらについても、必要な騒音対策を講じることが望ましい。
 - ① 住宅を建てることが認められていない地域及び通常住民の生活が考えられない地域。
 - ② 地下区間（半地下、掘り割りを除く）。
 - ③ 踏切等防音壁（高欄を含む）の設置が困難な区間及び分岐器設置区間、急曲線区間等ロングレール化が困難な区間。
 - ④ 事故、自然災害、大みそか等通常とは異なる運行をする場合。
- (2) 本指針の適用に当たっては、以下の点に注意すること。
 - ① この指針は、許容限度や受忍限度とは異なること。
 - ② 測定方法が異なる場合、これらを単純に比較することはできないこと。
 - ③ この指針は、在来鉄道の走行音に係る住民反応調査等を設定の基礎資料としたものであるため、その他の騒音の評価指標として使用することはできないこと。
- (3) その他
 - ① 学校、病院その他特に静穏を要求する施設、線路に著しく近接した施設等があらかじめ存在していた場合など、特殊な事情により騒音問題が発生する場合には、必要に応じた対策を講じること。
 - ② 測定点と異なる場所において鉄道騒音が問題となる場合には、参考のため、当該問題となる場所においても併せて測定を行うことが望ましい。

出典：「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」（平成7年12月20日環大－174号）

(ウ) 振 動

(イ) 規制基準等

① 工場・事業場に係る規制

「振動規制法」(昭和51年法律第64号(最終改正：平成26年法律第72号))では、金属加工機械及び圧縮機などの特定施設を設置する工場・事業場について、表3.2.30に示す規制基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

事業計画地の用途地域の指定状況は図3.2.1に示したとおりであり、事業計画地は、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び用途地域の定めのない地域に指定されており、区域の区分は、第1種区域及び第2種区域となっている。

表 3.2.30 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (7～19時)	夜 間 (19時～翌日7時)
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

(注) 1. 規制基準は、特定工場等の敷地境界線上における振動の大きさである。

2. 区域の区分は、以下に示すとおりである。

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域(第2種区域に該当する区域を除く。)

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、佐伯区湯来町のうち大字下(字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。)、大字伏谷(字今山(137番地の1から137番地の55まで・145番地・146番地及び149番地の地域に限る。))及び字岡野原(778番地の1から778番地の14までの地域に限る。))に限る。))の地域

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年11月10日環境庁告示第90号(最終改正：平成12年環境庁告示第18号))

「振動の規制に関する定め」(昭和61年4月1日広島市告示第97号(最終改正：平成27年広島市告示第206号))

② 建設作業に係る規制

「振動規制法」及び「広島県生活環境の保全等に関する条例」では、くい打機及びくい抜機を使用する作業などの特定建設作業について、表3.2.31に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

事業計画地の用途地域の指定状況は図3.2.1に示したとおりであり、事業計画地は、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び用途地域の定めのない地域に指定されており、区域の区分は、第1号区域となっている。

表 3. 2. 31 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

特定建設作業の種類	敷地境界線における振動の大きさ	作業禁止時間		1 日における延作業時間		同一場所における作業期間		作業禁止日
		1 号区域	2 号区域	1 号区域	2 号区域	1 号区域	2 号区域	
1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業	75 デシベル	19 時～翌日の 7 時	22 時～翌日の 6 時	10 時間以内	14 時間以内	連続 6 日以内		日曜日及び休日
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								
3. 舗装版破砕機を使用する作業*								
4. ブレーカ（手持式のものを除く）を使用する作業*								

（注） 1. *は、作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限ることを示す。

2. 区域の区分は、以下に示すとおりである。

第 1 号区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。）及び字岡野原（778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。）に限る。）、工業地域・工業専用地域のうち、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域

第 2 号区域：指定地域のうち、第 1 号区域以外の区域

3. 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設けられている。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号（最終改正：平成 27 年環境省令第 19 号））

「振動の規制に関する定め」（昭和 61 年 4 月 1 日広島市告示第 97 号（最終改正：平成 27 年広島市告示第 206 号））

③ 道路交通振動に係る規制

「振動規制法」では、市町村長は、道路交通振動が表 3. 2. 32 に示す限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し「道路交通法」の規定による措置を執るべきことを要請するものとしている。

事業計画地の用途地域の指定状況は図 3. 2. 1 に示したとおりであり、事業計画地は、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び用途地域の定めのない地域に指定されており、区域の区分は、第 1 種区域及び第 2 種区域となっている。

表 3. 2. 32 道路交通振動の限度

時間の区分 区域の区分	昼 間 (7～19 時)	夜 間 (19 時～翌日 7 時)
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

(注) 区域の区分は、以下に示すとおりである。

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域（第 2 種区域に該当する区域を除く。）

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。）及び字岡野原（778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。）に限る。）の地域

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号（最終改正：平成 27 年環境省令第 19 号））

「振動の規制に関する定め」（昭和 61 年 4 月 1 日広島市告示第 97 号（最終改正：平成 27 年広島市告示第 206 号））

④ 鉄道・軌道振動に係る規制

在来鉄道・軌道については、環境基準や規制基準の規定はないものの、新幹線については「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和 51 年 3 月 12 日 環大特 32 号）があり、“新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70 デシベルを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること”、“病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること”とする指針がある。

(I) 悪 臭

(i) 規制基準等

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号（最終改正：平成 23 年法律第 122 号））では、生活環境を損なうおそれのある特定悪臭物質（アンモニア、硫化水素、トルエン等 22 物質）について、表 3. 2. 33 に示す規制基準（事業場の敷地境界線の地表における基準）が定められている。

ただし、広島市においては、この方法では、色々なにおいが混じった複合臭や規制対象外の悪臭物質によるにおいについては、対応が困難な状況にあったため、規制方式を、人間の嗅覚を利用して悪臭の程度を数値化する臭気指数規制に変更し、規制対

象地域も市内全域に広げられている。広島市における臭気指数規制は、「悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成 23 年 5 月 16 日広島市告示第 240 号）により、表 3.2.34 に示すとおり定められている。

事業計画地の用途地域の指定状況は図 3.2.1 に示したとおりであり、事業計画地は、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び用途地域の定めのない地域に指定されており、区域の区分は、第 1 種区域及び第 2 種区域となっている。

表 3.2.33 悪臭防止法に基づく規制基準（悪臭防止法施行規則）【広島市適用外】

悪臭物質の種類	規 制 基 準
アンモニア	大気中における含有率が1,000,000分の 1
メチルメルカプタン	同 1,000,000分の 0.002
硫化水素	同 1,000,000分の 0.02
硫化メチル	同 1,000,000分の 0.01
二硫化メチル	同 1,000,000分の 0.009
トリメチルアミン	同 1,000,000分の 0.005
アセトアルデヒド	同 1,000,000分の 0.05
プロピオンアルデヒド	同 1,000,000分の 0.05
ノルマルブチルアルデヒド	同 1,000,000分の 0.009
イソブチルアルデヒド	同 1,000,000分の 0.02
ノルマルバレルアルデヒド	同 1,000,000分の 0.009
イソバレルアルデヒド	同 1,000,000分の 0.003
イソブタノール	同 1,000,000分の 0.9
酢酸エチル	同 1,000,000分の 3
メチルイソブチルケトン	同 1,000,000分の 1
トルエン	同 1,000,000分の10
スチレン	同 1,000,000分の 0.4
キシレン	同 1,000,000分の 1
プロピオン酸	同 1,000,000分の 0.03
ノルマル酪酸	同 1,000,000分の 0.001
ノルマル吉草酸	同 1,000,000分の 0.0009
イソ吉草酸	同 1,000,000分の 0.001

出典：「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号（最終改正：平成 23 年環境省令第 32 号））

表 3. 2. 34 悪臭防止法に基づく規制基準（広島市告示）【広島市内】

区域の区分	許容限度
第 1 種区域	臭気指数 10
第 2 種区域	臭気指数 13
第 3 種区域	臭気指数 15

(注) 区域の区分は、以下に示すとおりである。

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の定めのない地域（第 3 種区域に該当する区域を除く。）

第 3 種区域：工業地域、工業専用地域、用途地域の定めのない地域（佐伯区湯来町大字伏谷・白砂・葛原・和田・菅沢・多田及び佐伯区杉並台を除く。）

出典：「悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成 23 年 5 月 16 日広島市告示第 240 号）

(b) 水環境

(7) 環境基準

(i) 公共水域

公共水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準について表 3. 2. 35 に、生活環境の保全に関する環境基準（河川）について表 3. 2. 36 にそれぞれ示すとおり設定されている。

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域（但し、ほう素及びふっ素については海域を除く）についてカドミウム、全シアン、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、P C B 等の 27 項目について定められている。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域ごとに利水目的等に応じた水域類型を設け、それに応じて生物化学的酸素要求量（B O D）、化学的酸素要求量（C O D）、溶存酸素量（D O）等の基準を設定し、それぞれの公共用水域について水域類型を指定することにより、当該公共用水域の環境基準を具体的に示すこととなっている。

広島市内河川における環境基準の類型指定の状況は、表 3. 2. 37 に示すとおりである

表 3. 2. 35 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項 目		基 準 値	対象水域	達成期間
1	カドミウム	0.003 mg/L以下	全公共用水域	直ちに達成し、維持するように努める
2	全シアン	検出されないこと		
3	鉛	0.01 mg/L以下		
4	六価クロム	0.05 mg/L以下		
5	砒素	0.01 mg/L以下		
6	総水銀	0.0005mg/L以下		
7	アルキル水銀	検出されないこと		
8	P C B	検出されないこと		
9	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下		
10	四塩化炭素	0.002 mg/L以下		
11	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下		
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下		
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		
14	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下		
16	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下		
19	チウラム	0.006 mg/L以下		
20	シマジン	0.003 mg/L以下		
21	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下		
22	ベンゼン	0.01 mg/L以下		
23	セレン	0.01 mg/L以下		
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下		
25	ふっ素	0.8 mg/L以下		
26	ほう素	1 mg/L以下		
27	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下		

- (注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格 43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
5. 測定方法は省略。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号(最終改正：平成31年環境省告示第46号)）

表 3.2.36 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準（河川））

類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	——
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	——
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	——

(注) 基準値は、日間平均値とする。

項 目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

(注) 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号（最終改正：平成31年環境省告示第46号））

表 3.2.37 水質汚濁（生活環境の保全）に係る環境基準の類型指定（河川）

水域名	名 称	範 囲	当該類型	指定年月日	指定機関
広島市 内水域	太田川上流	行森川合流点から祇園水門まで	河川－A	S45.9.1	国 (閣議決定)
	太田川下流	祇園水門より下流	〃－B		
	天満川	全 域	〃－A		
	旧太田川	全 域	〃－A		
	元安川	全 域	〃－A		
	京橋川	全 域	〃－A		
	猿猴川	全 域	〃－B	S60.3.18	広島県 (告示第 273 号)
	瀬野川	全 域	〃－B	S45.9.1	国 (閣議決定)
	府中大川	全 域	〃－D	S61.3.31	広島県 (告示第 323 号)
八幡川 水 域	八幡川上流	郡橋より上流	〃－A	S50.6.13	広島県 (告示第 527 号)
	八幡川下流	郡橋より下流	〃－B		
太田川 関連支 川水域	水内川	全 域	〃－A	S50.6.13	広島県 (告示第 527 号)
	太田川上流（二）	明神橋から行森川合流点まで	〃－A		
	吉山川	全 域	〃－A		
	鈴張川	全 域	〃－A		
	根谷川上流	代田一合橋より上流	〃－A		
	根谷川下流	代田一合橋より下流	〃－B		
	三篠川	全 域	〃－A		
	安川	全 域	〃－B		
	古川下流	安川合流点より下流	〃－B		

出典：「平成30年度版 広島市の環境」（平成30年12月、広島市環境局）

(ii) 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3. 2. 38 に示すとおり、全ての地下水を対象に、カドミウム、全シアン、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、P C B 等の 28 項目について定められている。

表 3. 2. 38 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	対 象	達成期間
1 カドミウム	0.003 mg/L以下	すべての地下水	(ただし、 汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場合を除く。 直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。)
2 全シアン	検出されないこと		
3 鉛	0.01 mg/L以下		
4 六価クロム	0.05 mg/L以下		
5 砒素	0.01 mg/L以下		
6 総水銀	0.0005mg/L以下		
7 アルキル水銀	検出されないこと		
8 P C B	検出されないこと		
9 ジクロロメタン	0.02 mg/L以下		
10 四塩化炭素	0.002 mg/L以下		
11 クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下		
12 1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下		
13 1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下		
14 1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		
15 1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		
16 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下		
17 トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
19 1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下		
20 チウラム	0.006 mg/L以下		
21 シマジン	0.003 mg/L以下		
22 チオベンカルブ	0.02 mg/L以下		
23 ベンゼン	0.01 mg/L以下		
24 セレン	0.01 mg/L以下		
25 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下		
26 ふっ素	0.8 mg/L以下		
27 ほう素	1 mg/L以下		
28 1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下		

- (注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法 (省略) により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
5. 測定方法は省略。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」 (平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号 (最終改正：平成 31 年環境省告示第 54 号))

(c) 土壤環境

(7) 環境基準

土壤の汚染に係る環境基準は表 3. 2. 39 に示すとおり、カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム等の 29 項目について設定されている。

表 3. 2. 39 土壤の汚染に係る環境基準

項 目		環境上の条件
1	カドミウム	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること
2	全シアン	検液中に検出されないこと
3	有機燐（りん）	検液中に検出されないこと
4	鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること
5	六価クロム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること
6	砒素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること
7	総水銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること
8	アルキル水銀	検液中に検出されないこと
9	P C B	検液中に検出されないこと
10	銅	農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること
11	ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること
12	四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること
13	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること
14	1, 2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること
15	1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下であること
16	1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること
17	1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること
19	トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03 mg 以下であること
20	テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること
21	1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること
22	チウラム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること
23	シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること
24	チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること
25	ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること
26	セレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること
27	ふっ素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること
28	ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること
29	1, 4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること

- (注) 1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 l につき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。
2. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法（省略）により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。
4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号（最終改正：平成 31 年環境省告示第 48 号））

(イ) 規制基準等

「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号(最終改正:平成 29 年法律第 45 号))では、特定有害物質(鉛及びその化合物、砒素及びその化合物等 26 物質)による汚染状態が、表 3.2.40 に示す基準に適合しない土地を所有する者等に対して、汚染の除去、拡散の防止、その他必要な措置を講じることとしている。

表 3.2.40 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質及び指定区域の指定基準

特定有害物質の種類		<地下水の摂取などによるリスク> 土壌溶出量基準	<直接摂取によるリスク> 土壌含有量基準
(揮発性有機化合物) 第一種特定有害物質	クロロエチレン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること	
	四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること	
	1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること	
	1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること	
	1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること	
	ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること	
	テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること	
	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること	
	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること	
	トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03mg 以下であること	
	ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること	
(重金属等) 第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	検液 1 L につきカドミウム 0.01mg 以下であること	土壌 1 kg につきカドミウム 150mg 以下であること
	六価クロム化合物	検液 1 L につき六価クロム 0.05mg 以下であること	土壌 1 kg につき六価クロム 250mg 以下であること
	シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	土壌 1 kg につき 遊離シアン 50mg 以下であること
	水銀及びその化合物	検液 1 L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壌 1 kg につき 水銀 15mg 以下であること
	セレン及びその化合物	検液 1 L につきセレン 0.01mg 以下であること	土壌 1 kg につき セレン 150mg 以下であること
	鉛及びその化合物	検液 1 L につき鉛 0.01mg 以下であること	土壌 1 kg につき 鉛 150mg 以下であること
	砒素及びその化合物	検液 1 L につき砒素 0.01mg 以下であること	土壌 1 kg につき 砒素 150mg 以下であること
	ふっ素及びその化合物	検液 1 L につきふっ素 0.8mg 以下であること	土壌 1 kg につき ふっ素 4,000mg 以下であること
	ほう素及びその化合物	検液 1 L につきほう素 1mg 以下であること	土壌 1 kg につき ほう素 4,000mg 以下であること
(農薬等) 第三種特定有害物質 (農薬+PCB)	シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること	
	チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること	
	チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること	
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検液中に検出されないこと	
	有機りん化合物	検液中に検出されないこと	

出典:「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年12月26日環境省令第29号(最終改正:平成29年環境省令第29号))

(d) ダイオキシン類

(7) 環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号（最終改正：平成 26 年法律第 72 号））第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準が、表 3.2.41 に示すとおり設定されている。

表 3.2.41 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備 考		
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。		
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。		
3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。		
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合、簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。		

- (注) 1. 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。
2. 水質汚濁（水底の底質汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号（最終改正：平成 21 年環境省告示第 11 号））

(3) 行政計画・方針等

広島市の環境関連の行政計画等は、表 3.2.42 に示すとおりである。

表 3.2.42(1) 広島市の環境関連の行政計画等

計画等の名称	計画等の概要
第2次広島市環境基本計画 (平成28年3月)	【計画策定の背景】 環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」の規定に基づき策定する計画である。平成13年10月に当初計画を策定、平成19年6月にこれを改定し、平成28年3月に、広島市の環境を取り巻く状況の変化等を踏まえ、まちづくり等様々な分野に環境の保全及び創造に関する基本的な考え方が反映できるよう、総合的かつ中長期的な視点を充実させた本計画を策定した。 【目指すべき環境像と基本目標】 本計画では、「将来にわたって、豊かな水と緑に恵まれ、かつ、快適な都市生活を享受することができるまち」を広島市が環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿（環境像）とし、本計画の対象である4つの環境区分（自然環境、都市環境、生活環境及び地球環境）の基本目標を以下のとおり定めている。 ① 豊かな自然環境の保全～自然との共生～ ② 自然と調和した快適な都市環境の創造～都市の持続可能な発展～ ③ 健全で快適な生活環境の保全～循環型社会の形成～ ④ 地球環境の保全への貢献～都市の低炭素化の促進～
広島市景観計画 (平成26年7月)	【計画策定の背景】 平成23年12月に公表した「世界に誇れる『まち』の実現に向けてー市政推進に当たっての基本コンセプトー」に掲げる「美しく品のある都市景観の創出」を踏まえ、これまでの景観に対する取組を集大成し、さらに充実・発展させるための計画であり、市民、事業者、行政が連携・協働して、広島市の目指す「美しく品のある都市景観」を総合的かつ計画的に実現していくための景観形成の方針やルール、方策などを体系的に示すものである。 【理念及び基本方針】 本計画では、「世界に誇れる「まち」の実現に向けて、広島市の歴史・文化を伝える魅力的な資源や豊かな水と緑に囲まれた自然を生かした個性的で魅力ある景観づくりを進め、美しく品のある都市景観を創出します。」を理念に掲げ、以下の4つの基本方針を定めている。 ① 平和都市広島を象徴する景観づくり ② 歴史や文化の香り漂う景観づくり ③ 水と緑を生かした潤いと安らぎのある景観づくり ④ にぎわいがあり、おもてなしの心を感じる景観づくり 【事業計画地の指定状況】 事業計画地は、佐伯区五月が丘・石内地区が、緑豊かな山並みとの調和を図りながら、自然に囲まれた都市拠点にふさわしい個性的で潤いのある景観の地区として、景観計画重点地区（西風新都地区）に指定されている。また、西区己斐中一丁目（(仮称)西広島駅付近）が、美しく整備された河岸緑地や遠くまで見通せる空間の特性を生かし、「水の都ひろしま」にふさわしい、潤いや安らぎ、にぎわいを創出する景観の地区として、景観計画重点地区（リバーフロント・シーフロント地区）に指定されている。

表 3. 2. 42 (2) 広島市の環境関連の行政計画等

計画等の名称	計画等の概要
広島市緑の基本計画 2011-2020 (平成 23 年 1 月)	【計画策定の趣旨】 被爆の廃墟から目覚ましい復興を遂げる歩みの中で、水と緑が輝くうるおいのある平和都市の実現を目指し、豊かで美しい自然環境を生かしつつ、安全、快適で美しい都市景観を有する質の高い都市環境の創造に取り組んできた。これまでの取組を継続し発展させるとともに、地球温暖化とヒートアイランド現象という環境問題へのさらなる対応など新たな課題に対応しつつ、将来にわたって緑化の推進と緑地の保全を総合的・計画的に推進するため、平成 13 年 1 月に策定した「広島市緑の基本計画」を改定した。 【基本理念及び緑の将来像】 本計画では、都市像である「国際平和文化都市」を緑の分野で具現化するため、その目標として、「水・緑・いのちの輝くまちひろしまの実現」を掲げ、水と緑が豊かな「世界のモデル都市」を目指すことを基本理念としている。その基本理念が実現されたまちの将来像として、以下の 4 つの「緑の将来像」を定めている。 ① 平和を実感できるまち ② 水・緑を大切にするまち ③ ゆとりとやすらぎが感じられるまち ④ 環境をまもり、つくるまち
広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画—ゼロエミッションシティ広島への挑戦— (平成 27 年 3 月)	【計画策定の趣旨】 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項の規定に基づき策定する法定計画であり、ごみを取り巻く社会情勢の変化や本市のごみ処理施策の実施状況等を踏まえた上で、市民・事業者・行政の協働による更なるごみの減量・資源化によって循環型社会の形成を推進し、災害に強く安定的なごみ処理体制を整備していくため、本計画を策定した。 【基本理念及び基本方針】 本計画では、「ゼロエミッションシティ広島の実現」を基本理念とし、その実現に向け、以下の 5 つの基本方針を定めている。 ① 市民・事業者・行政が一体となったごみの減量とリサイクルの推進 ② 安定的なごみ処理体制の確保 ③ 分別区分・収集運搬体制の再構築 ④ コストの削減 ⑤ ごみのないきれいなまちづくりの推進
広島市地球温暖化対策実行計画 (平成 29 年 3 月)	【計画策定の趣旨】 「パリ協定」や平成 28 年 5 月に閣議決定された「国の地球温暖化対策計画」等を踏まえ、市域から排出される温室効果ガスが増加傾向にあることや、地球温暖化による気候変動の影響が市域内で顕在化しつつあることから、地球温暖化防止への取組を一層加速させるとともに、地球温暖化により引き起こされる様々な影響に対応するため、本計画を策定した。 【目指すべき姿及び取組】 本計画では、「人が生き生きと暮らし、活力にあふれる強靱で持続可能な低炭素都市“ひろしま”」を 2050 年度の目指すべき姿とし、その実現に向けた以下の 3 つの取組を定めている。 ① 地球温暖化防止への取組（緩和策） ② 地球温暖化による気候変動の影響への適応（適応策） ③ 市役所の取組